平成２年７月　日本経済と公共投資　NO. 15

建経研９０００７

再認識された公共投資、21世紀への道程

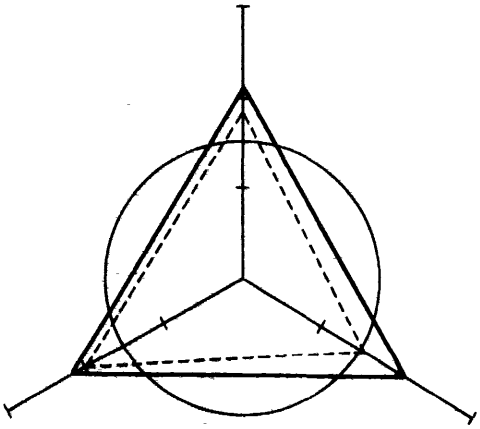

イギリス

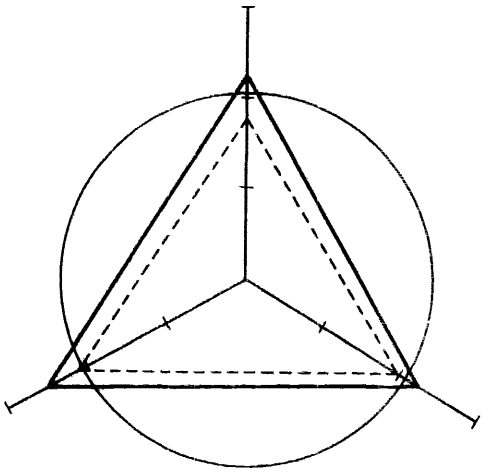

アメリカ

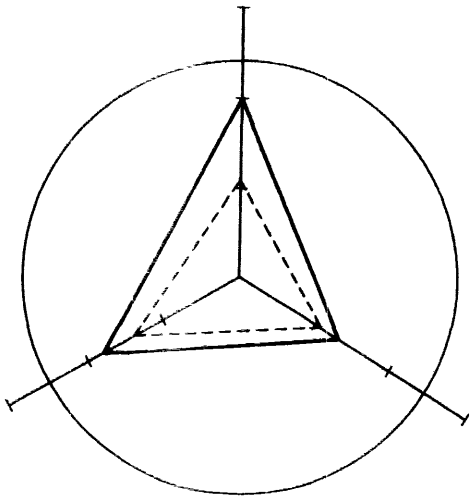

日　本

RICE　財団法人 建設経済研究所

再認識された公共投資、21世紀への道程

— 日本経済と公共投資シリーズ —

平成２年７月30日

財団法人　建設経済研究所

はじめに

今ほどわが国の公共投資の問題が内外の注目を浴びているときはない。当研究所は、かねてから「日本経済と公共投資」シリーズで、公共投資の重要性、必要性を訴え続けてきたところであり、公共投資の拡大が日米構造協議の最重要のテーマとしてとりあげられ、今後10年間で 430兆円の投資が行われることになったことを素直に喜びたい。この数年間、もっぱら低金利により民活を誘導する政策が採られ、公共投資はその必要性にかかわらず、予算の制約から出動する機会を逸していた。公共投資こそ、政府の意思、政策を示すものであり、今、金融政策が一歩退き、財政政策が前に出ることで公共投資が再び機能を発揮することになったことは大いに評価できるが、同時に、公共投資も経済活動の一部であり、マクロ経済との均衡のうえに実施されるべきであって、いたずらに公共投資のみが国民経済を逸脱して突出することは好ましくないとも考える。

わが国が経済大国に成長したのにかかわらず、国民は本当の豊かさを実感できていない。その原因は、労働時間や通勤時間の長さ、生計費の高さなどもあるが根本的には、住宅及び住環境の貧しさであり、生活社会資本の立遅れである。西欧先進国と比べても、その経済力に比較して、空間、時間、家計の豊かさは大きく劣っている。『国富みて、民いまだ貧し』を脱してはいない。公共投資の重点性はこの面に向けて進められるべきものである。

同時に都市問題の深刻化、地方の衰退は、ますます顕著になっており、21世紀に向って多極分散型の均衡のとれた国土の形成がいっそう必要になっている。そのためには、何はさておいて、異常な地価水準の引き下げが必要である。地価の引き下げによってこそ、社会資本整備の効率性が確保できることになる。

21世紀まで10年、この期間は、21世紀にわが国の向うべき方向をつくり出す助走期間である。今こそ、本当の意味での豊かさを、この国土に、実現するためにいっそうの努力を傾注すべきであると思う。今改めて、公共投資の必要性、重要性を強調するとともに、公共投資の実施に当って、何のために、誰のために実施するのかについて広く国民の理解を求めていくことが必要なことを再認識したいと思う。

1990. 7.30

財団法人　建設経済研究所
理事長　宍　戸　寿　雄

要　旨

第１章　最近の経済情勢

（経済の動向）

・　日本経済の景気拡大は、1986年12月以来、この６月で連続43ヵ月目に入り、岩戸景気の記録を更新しつつある。今、民間設備投資と民間消費支出が共に堅調であり、これが順調な景気を支えているが、ＧＮＰ名目成長率が三年連続して上昇し、疾走してきた結果、景気過熱状況から人手不足等供給能力面の歪みが生じている。

（建設経済の動き）

・　緊縮財政と不動産不況の中で冬の時代をかこっていた建設投資は、内需拡大の中で、1987年度から増勢に転じ、1990年度には77兆円と５年間で1.5 倍に増加している。急激な建設市場の活況を反映し、建設業はこのところ受注量を大巾に拡大しているが、人手不足から、未消化工事高（受注済未施工高）は増え、数年前と異なり供給力の不足が云々される状況にある。また、供給力不足の現れとして、工事単価の加速度的な上昇傾向が懸念されている。

・　地価高騰は一方では、都心でのオフィスビル建築を拡大加速したが、逆に地価高騰は今後の建築投資の足をひっぱる危険もある。経済環境の変化で建築投資が急激に落ち込むことも十分予想される。一方、追い風は、日米構造協議による90年代に公共投資を 430兆円とする方向であり、民間建設投資が落ち込むことが予想される中で、90年代の安定的な市場が保証されたことを意味している。しかしながら建設業の構造改善を必要とする事情は何ら変わっていない。冬の時代から、一挙に夏の時代に突入した結果、構造改善の取り組みがおろそかになっているとすれば、建設市場の安定的な成長があったとしても、建設産業の近代化は進まないであろう。建設市場の国際化がいっそう進むときに、建設産業の構造改善への取り組みがさらに必要になっている。

第２章　公共投資をめぐる諸問題

1　日米構造協議、公共投資の拡大の要請

・　公共投資の拡大は、かねて当研究所が主張してきた対外経済摩擦の解消と国民生活の向上に資するために“日本の金は日本で使え”と主張してきた線に沿うものであり、それ自体は歓迎すべきことである。しかしながら、量的拡大に伴う諸問題、例えばインフレ懸念、地価の再上昇、労働力不足、財源などを十分検討し、これとの整合性のうえに対応しなければならない。

・　公共投資額 430兆円は、81～90年までの投資実績 263兆円の1.63倍であり、80年代の伸び率が 1.2％であるのに比べ、90年代は 6.3％と、同じく90年代の想定経済成長率4.75％を 1.5％程度上回るものであり、2000年におけるＧＮＰに対するシェアは、8.4 ％と90年度の 7.2％に対しやゝ上昇する数値になっている。

・　日米の公共投資をめぐる姿勢は、いずれも余りに数値に拘泥しすぎており、公共投資の本質や日米貿易不均衡の是正というマクロの視点からかなり逸脱している。交渉のための、数字合わせという感が強い。公共投資の拡大と黒字削減がどうなるのか、これと米国の財政赤字・貿易赤字削減とどう結びつくのかは、外から見るかぎり十分に理解できない。

2　公共投資の拡大に伴う諸問題

（インフレ、地価再高騰）

・　公共投資の拡大がインフレと地価の再高騰を招くことが危惧されている。確かに、日本経済は今インフレ要因をはらんでいる。地価高騰は沈静化する兆はあるものの、過去４年の土地インフレのつけを残し、これが一般物価に及ぶ恐れが強い。労働需給はひっぱくし、労働時間の短縮とともに労働コストの上昇は避けられない。

・　インフレ懸念、地価再高騰のおそれはなしとしないが、一方では、このところ拡大した民間設備投資とりわけ民間非住宅建築は、地価上昇や金利の上昇さらに土地税制の改正によって来年以降急激に落ち込むことが予想

され、公共投資がその落ち込みを支えるという形で、需給の調整が行われることになろう。

・　地価高騰はピークを過ぎ、東京では沈静化に向っている。適切な土地対策が講じられれば地価は低落することも予想されるし、低落傾向は90年代続くことになろう。今回の公共投資の拡大によって地価が再上昇するとは考えられない。しかしながら公共用地の取得に当って土地基本法にいう土地の公共性の視点に立って、土地収用法の積極的発動を行うなど公共用地の取得のあり方について改めて考えていく必要がある。

（財源、財政再建と建設国債）

・　公共投資の財源については、建設国債を赤字国債と同じ借金としてとらえる見方に与しないものの、基本的には後世代に負担を残さない税金で事業を実施することが望ましいことは言うまでもない。したがって、公共投資の伸びも、経済成長率より若干高目に伸ばすことを前提に、この分野に一般財源をより多く配分することにより、国債依存度を圧縮することは正当な方向である。しかし、建設国債は金融市場において極めて大きな比重をもっており、これを急減させることは再び土地、株への資金流入を増加させる危険が大きい。個人部門の余剰資金を国内のストック形成に有効に結びつける手段として、現在のところ建設国債に代わる投資対象はない。建設国債の意義を評価し、マクロ経済との調整を図りつつ、その積極的活用を図っていくことが必要である。

・　公共事業の財源として今、検討し、導入しなければならないのは、土地、資産に係る税負担の拡大である。地価対策は当面の最大の内政問題であるが、政府税制調査会は、地価対策の一環としても、土地税制とりわけ保有税の強化を提言している。とくに、公共施設の財源としての役割を強調している。

・　公共事業の財源は、建設国債の弾力的活用と土地、資産課税の増徴により、十分まかなえるものであり、公共投資が若干経済成長率を上回って拡大するとしても十分対応が可能である。この視点に立って、公共投資の財源について、政府自治体は、明確な財政収支の見通しを提示する必要がある。

3　公共投資のかかえる諸課題

（ストック不足）

・　日本経済のストック化が進んではいるが、その内容は、地価と株価の上昇という名目的な資産価値の増加であり、社会資本、住宅などの付加価値が蓄積されたものという本当の意味でのストックはなお充足してはいない。国民の間にフローの豊かさに比べてストックの豊かさが感じられないのは、まさに社会資本と住宅のストックの立遅れが残っているからである。

（資源配分のゆがみ）

今後の公共投資の拡大に当っては、従来の既得権化された資源配分によってではなく、国民のニーズに応じた的確な資源配分を行う必要がある。一律抑制、一律増分の硬直的な資源配分を見直すときである。

・　公共投資の合理的配分が、従来の既得権益に阻まれているという政治的な理由に加えて、資源配分に当り、合理的基準がなく、各々の事業の効果を比較衡量ができないという学問上あるいは行政上の立遅れもその大きな原因となっている。

（効率性、重点性）

・　資源配分の重点性を発揮するとともに、その執行に当っての効率性の発揮も忘れてはならない。硬直的な予算配分の下では、その執行の効率性は評価されず、いたずらにコストの増大を招き、また、効果の薄い事業に資源配分がなされるという弊害がある。コスト意識を計画や設計を担当する公共側にも、事業を執行する建設業者にもより徹底する必要がある。

4　1990年代の公共投資の役割

・　今の日本人が世界で一、二の豊かなフローを享受しながら、本当の豊かさを手にできないのは、そのフローに比べ、衣食は充実しすぎるくらい充実しているものの、住宅及び住環境において著しく豊かさが欠落しているからに他ならない。

1）豊かさの国際比較

（経済力の比較）

・　1980年から1988年までの間の経済力（１人当たり国内総生産）の推移をみると、わが国は1960年時点で米国の６分の１、英国の３分の１にすぎなかったものが、この間急激に成長し、1988年には米国の 1.2倍、英国の 1.6倍に達しており、経済力では米国にキャッチアップし、英国を大きく引き離している。

（家計の豊かさ）

・　経済面での豊かさを、１人当りの消費、社会保障、金融資産による家計の豊かさに直してみると、1960年から1988年まで、日本は1.8 倍、米国が 1.2倍、英国が1.1 倍とやはり日本の成長が目ざましいが、88年の水準では、日本は米国の９割　強、英国の 9.5割となお両国に追いついていない。

（空間的豊かさ）

・　住宅の広さ、公園の広さなどの空間的豊かさの水準をみると、1988年においてもわが国の空間的豊かさは米国の７割、英国の８割にすぎない。いぜんとして居住性はやっと60～65年ごろの米英の豊かさに追いついたにすぎず、現状では米国の半分という状況にある。

（時間的豊かさ）

・　労働時間の短さなどの時間的豊かさは、とくにわが国の貧しさがきわ立っている。88年の水準では、わが国は米国の６割弱、英国の６割強と、大きく引き離されている。

（経済力と対比した豊かさ）

・　わが国は、経済力の大きさに比べ、家計の豊かさ、時間的豊かさ、空間的豊かさのバランスをみると、３つの豊かさの指数はいずれも相対的に低く、経済力が国民の豊かさに反映されていない。言ってみれば『国富みて、民貧し』という状況にある。

２）公共投資に期待される役割

（都市土地問題の解決と多極分散国土構造の形成）

・　一つは、都市における土地問題、地価問題の解決であり、このための住宅及び住環境の供給及び改善に対する思い切ったプロジェクトの実施と生

活関連社会資本の充実であり、もう一つは、国土の均衡ある発展を図るための多極分散国土構造の形成に資するインフラストラクチュアーの整備充実である。

・　まず、東京圏をはじめとする大都市圏で緊急に解決を要する課題は、土地住宅問題であるが、この解決には、金融、土地税制、都市計画、住宅宅地の供給等の整合性のとれた総合的な施策が必要である。公共投資のみによってそれを実現できるわけではないが、大都市圏の業務核都市の形成や大規模な住宅団地の整備にあたって、道路、公園、下水道等の社会資本が果す役割はきわめて大きい。

・　東京圏を形成する基幹的インフラ、例えば首都圏中央連絡道路や東京湾横断道路、都市内での首都高速道路、常磐新線鉄道などを都市形成の骨格とする環状交通網の重点的、集中的投資が必要であり、増加する公共投資の集中配分も考慮される必要がある。

・　東京問題の解決と併せ、地域の活性化のための多極分散国土の形成、とりわけ1万 4,000キロメートルの高速道路網や空港の整備などの交通インフラへの投資を傾斜的に実施する必要がある。

（新しい公共事業のコンセプト）

・　これからの10年間は、21世紀へ向っての助走のときであり、新たな世紀での公共投資のあり方を考えていく期間でもある。旧来の公共投資の概念や実施システムを超越した何らかの新しい総合的な社会資本の導入展開をめざしていくことが必要である。

・　このため今後大幅に増額される公共事業の予算の中で、とくにこのような部門の研究開発を推進するためのファンドを設け、官民一体となった研究体制をつくり、新しい公共事業のコンセプトへの国民の理解を求める活動を進めていくことを考える必要がある。

第３章　土地問題と土地政策

1　地価の動向、土地をめぐる環境の激変

・　土地をめぐる経済環境は激変している。土地投機の直接の引き金となっ

た金融、土地税制も大きく変わっており、変わろうとしている。金融緩和は一転し、今、公定歩合は5.25%と昨年の2.5 %の2倍以上に引き上げられている。政府日銀は、過剰な不動産金融がインフレを招くおそれがあること、また地価低落から金融不安の発生を危惧して、不動産業への貸し出しの伸びを全貸し出し額の伸び以下に抑えるという総量規制に踏み切っている。

・　土地基本法は、土地税制を土地政策の主役にすえている。根本的に土地税制のあり方を検討するため、4月には、政府税制調査会に土地税制小委員会が設置され、土地政策審議会の審議と連動して、11月までに改革の方向を示すことにされている。

2　土地税制改革への提言

土地税制の改革に当っては、資産格差の是正と土地の有効利用を図るために、次のような措置を講ずることを望みたい。

(1) 市街化区域内農地の宅地並み課税の徹底

・　不公平税制の典型である市街化区域内農地の宅地並み課税は、公平の視点から、相続税の特例も含めて、早急に実施する必要がある。土地税制改革への入口であり、これなくして土地税制の改革は進まない。市街化すべき土地と農地として保全する土地に区分して、市街化すべき土地に課税するということは、市街化区域という都市計画の存在と矛盾する。まず、全面的に課税したうえで、農地として保全すべき土地を除外することが必要なのである。保全することを希望する土地は規模の大小を問わず、市街化調整区域に逆線引きするのが筋である。

(2) 保有課税の強化

・　地価高騰を抑制し、土地利用の効率化を進める最有力の手段としてと土地保有税の引上げは不可欠であり、まず現在の固定資産税の実効税率を時間をかけて（10年位で）一律的に数倍に引上げる必要がある。固定資産税の矛盾を放置したままに、新たに別個の土地保有税を設けることは、本質的な解決にはならない。固定資産税を直ちに全面的に改革することは困難としても、時間をかけ、国民の合意のうえに、評価の適正化、公開、税率

の弾力的設定などの措置を講じていくことが必要である。

(3) 法人企業の優遇税制の改善

・　法人企業による土地課税を利用して行う財テク、土地テクの節税策を封ずる必要があり、原則として個人も含め、土地課税は、その保有期間の長短を問わず、全て法人税・所得税と別個に完全分離課税を徹底する必要がある。

(4) 土地情報の整理公開

・　土地の所有、移動、利用、価格などについて、土地税制の資料を整理し、全国及び地域にわたって、土地市場の情報を適確に整理分析して、これを一般に公開して、市民がアクセスできるように措置する必要がある。

4章　1990年代の建設産業と建設産業政策

1　構造改善プログラムの推進

・　建設産業をめぐる環境は、今、国内外で大きく変容している。財政再建の下で長年続いてきた公共事業の不振は、90年代の公共事業を 430兆円とする公共投資基本計画が方向づけられたことにより大きく転換しようとしている。一方、これまでもっぱら国内市場の典型と思われてきた建設市場への外国企業の参入や外国人労働者問題の深刻化などの国際化の動きも急速である。さらに、労働者不足などの供給面の諸問題も見逃すことができない。これからの建設産業を「活力と魅力にあふれた産業」に成長させるためには、90年代、安定した建設需要が期待できるときにこそ、建設産業の構造改善、近代化に取り組まなければならない。

2　建設需要と労働力

・　建設投資額の実質伸び率を年 3.7%と推定すると、2000年の建設投資額は約100 兆円となり、現在の約 1.5倍の規模となる。一方、労働力人口は、2000年には約6530万人になると見込まれているので、このうち建設業就業者は、9%で推移するとすると、2000年の建設業就業者は約588 万人、現在の1.05倍でほとんど変化がないと思われる。

・　昭和63年の労働生産性は 434万円である。建設投資額を年 3.7%、就業者数を588 万人と推定、付加価値生産額の建設投資額に対する割合を、昭和50年から63年までの実績値年率△ 1.3%を適用すると付加価値生産率は32.1%となり、2000年の労働生産性は 544万円となる。これは年平均上昇率で約 1.8%となるが、この上昇率は、全産業平均の労働生産性上昇率 3.5%の約半分で、この程度の生産性向上は、合理化・省力化等により実現可能な数字と思われる。

3　生産性の向上

・　建設業における生産性向上のためには、市場構造、産業組織、企業経営、生産工程の 4 つの要素についての各般にわたる改善策が必要であるが、とりわけロボット化・機械化の推進により建設工事現場における省力化、情報化を通じた企業経営の合理化と、労働力不足の著しい建設技能労働者及び若年労働力の確保が緊急の課題である。

4　海外建設市場の動き

・　建設市場は日・米・欧がほぼ等しかったが、90年には円安傾向の影響もあり、ＥＣ諸国の市場規模は94.5兆円になり、これは日本の1.25倍、一方、米国の市場は伸び悩んでおり、日本のほぼ 0.6倍であり、その差は開きつつある。また、韓国建設市場の拡大は著しいものがあり、88年の 1.8兆円から、90年の 4.0兆円へ 2 年間でほぼ倍になっている。全般的に好調を維持してきた建設市場は、米国の低迷を始まりとし、ＥＣ諸国やアジア諸国でもピークをすぎ低下に向っている。

・　建設企業の海外展開は全体として手控えムードになっているが、海外建設受注が総額としてさほど大きく落ち込んでいないことは、先進諸国における開発案件へのシフトにより、現地の企業と協調した形での資本投資に志向している事実を示している。直接投資による建設業の海外進出状況をみても、近年米国さらに西ヨーロッパの先進諸国の比重が高まっている。

目　　次

要　旨

第１章　最近の経済情勢 …… 1
　１－１　経済の動向 …… 1
　１－２　建設経済の動き …… 2

第２章　公共投資をめぐる諸問題 …… 5
　２－１　日米構造協議、公共投資の拡大の要請 …… 5
　２－２　これまでの公共投資、国民総生産との関係 …… 7
　２－３　公共投資の拡大に伴う諸問題 …… 9
　　(イ) インフレ、地価再高騰 …… 9
　　(ロ) 財源、財政再建と建設国債 …… 10
　２－４　公共投資のかかえる諸課題 …… 12
　　(イ) ストック不足 …… 12
　　(ロ) 資源配分のゆがみ …… 13
　　(ハ) 効率性、重点性 …… 14
　　(ニ) 維持管理費の増大 …… 14
　２－５　1990年代の公共投資の役割 …… 15
　　１）豊かさの国際比較 …… 15
　　(イ) 経済力の比較 …… 15
　　(ロ) 家計の豊かさ …… 16
　　(ハ) 空間的豊かさ …… 16
　　(ニ) 時間的豊かさ …… 16
　　(ホ) 経済力と対比した豊かさ …… 16
　　２）公共投資に期待される役割 …… 21
　　(イ) 都市土地問題の解決と多極分散国土構造の形成 …… 21
　　(ロ) 新しい公共事業のコンセプト …… 24

第３章　土地問題と土地政策 ……26
３－１　地価の動向、土地をめぐる環境の激変 ……26
３－２　地価高騰の原因 ……27
３－３　土地税制の改革の動き ……29
(イ) 土地保有税の強化 ……30
(ロ) 企業の優遇税制の是正 ……31
３－４　土地税制改革への提言 ……32

第４章　1990年代の建設産業と建設産業政策 ……34
４－１　構造改善プログラムの推進 ……34
４－２　建設需要と労働力 ……35
４－３　生産性の向上 ……38
(イ) 若年労働力の確保 ……38
(ロ) ロボット化、機械化の推進 ……39
(ハ) 情報化の進展 ……41
４－４　日・米建設業の財務比較 ……42
４－５　いっそう進む国際化 ……44
(イ) 外国企業の日本建設市場へのアクセス状況 ……44
(ロ) 海外建設市場の動き、欧米諸国と韓国 ……46
(ハ) 建設業の海外展開と国際協力 ……48

第１章　最近の経済情勢

１－１　経済の動向

・　日本経済の景気拡大は、1986年12月以来、この６月で連続43ヵ月目に入り、岩戸景気の記録を更新しつつある。今回の景気上昇過程を振返ると、1985年のプラザ合意後の円高不況対策として出動した財政・金融政策が公共投資・住宅投資を拡大して景気の呼び水となり、その後は民間設備投資と個人消費がリード役を引継ぎ、コンスタントな成長を果たしてきた。順調な内需拡大がその主役となっている。（表１－１）

表１－１　ＧＮＰ主要項目の対前年度伸び率＜名目値＞の推移

（　）はＧＮＰ構成比

	1986年度	1987年度	1988年度	1989年度	1990年度
民間最終消費支出	3.4%（57.7）	4.5%（57.4）	5.0%（56.9）	5.5%（56.1）	5.8%（56.5）
民間企業設備投資	1.5　（16.0）	7.5　（16.4）	16.8　（18.1）	14.3　（19.7）	7.6　（19.8）
民　間　住　宅	5.0　（4.8）	8.9　（5.9）	1.3　（5.9）	9.2　（6.1）	2.9　（5.7）
公的固定資本形成	9.6　（6.7）	28.8　（7.1）	6.1　（6.7）	3.4　（6.4）	1.5　（6.3）

（出所）経済企画庁「四半期別国民所得統計速報」、「平成２年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」

・　1989年度まで、超低金利・円高・原油安のトリプルメリットが景気拡大の追い風となっていたが、1990年に入って風向きは先般来の金融引締と株・円・債券のトリプル安に転じ、企業の設備投資意欲への影響や消費への逆資産効果等が懸念されているが、現在までのところ、そのマイナス効果は小さいようである。1990年度には7.6 %と一桁台になるとみられた民間設備投資は依然として旺盛であり、景気拡大を引っぱっているが、金利の引上げなどの金融事情の変化によって先行きを懸念する声も強くなっている。

・　ＧＮＰの約75%を占める民間設備投資と民間消費支出が共に堅調であり、これが順調な景気を支えているが、この間のＧＮＰ名目成長率が、5.0 %（87年度）、6.0 %（88年度）、6.9 %（89年度）と三年連続して上昇し、疾走してきた結果、逆に、景気過熱状況から人手不足等、供給能力面の歪みが生じてい

る。建設業など一部産業に景気過熱が生じ、これがインフレの引き金とならないかと危惧されている。バランスのとれた成長を維持するための施策が、いま求められている。

1－2　建設経済の動き

・　財政再建下の緊縮財政と不動産不況の中で50兆円前後の市場規模で低迷したまま冬の時代をかこっていた建設投資は、内需拡大への転換の中で1987年度から増勢に転じ、1989年度には70兆円台に乗せ、さらに1990年度には77兆円と5年間で1.5倍に増加している。（表1－2）

表1－2　建設投資（名目値）の推移

（　）は前年度比伸び率

		1986年度	1987年度	1988年度（実績見込み）	1989年度（見込み）	1990年度（見通し）
総計		53.6兆円 (7.2%)	61.5兆円 (14.9%)	66.4兆円 (7.9%)	73.0兆円 (9.8%)	77.1兆円 (5.7%)
内訳	建築	31.7 (7.6)	37.6 (18.9)	41.8 (11.2)	47.0 (12.4)	50.3 (7.1)
	土木	21.9 (6.6)	23.9 (9.4)	24.6 (2.8)	26.0 (5.6)	26.8 (3.4)
	政府	20.8 (7.4)	22.6 (8.7)	23.1 (2.4)	24.7 (6.9)	25.8 (4.4)
	民間	32.8 (7.1)	38.9 (18.8)	43.3 (11.1)	48.2 (11.4)	51.3 (6.4)

（出所）建設省「平成2年度建設投資見通し」

・　建設投資の好調な成長を支えたのは、相次ぐ経済対策、内需拡大策であり、1987年度の公共投資増加政策（対前年度 1.6兆円増）、同年度の金利の引き下げ・公庫融資拡大政策による住宅建設の急増（対前年度 4.7兆円増）を呼び水にして、続いて地価高騰を背景に首都圏を中心としたオフィスビルの建設ラッシュや製造業の設備投資の高まり等である。

・　このような急激な建設市場の活況を反映し、建設業はこのところ受注量を大巾に拡大、人手不足もあり、未消化工事高（受注済未施工高）は増え、数年前と異なり供給力の不足が云々される状況にある（表1－3）。問題は、この需要が安定的に続くかどうかである。

表１－３　施工高と未消化工事高の推移

―　日建連法人会員５２社　―

（　）は前年度比伸び率

	1986年度	1987年度	1988年度	1989年度
施　工　高	11.9兆円（ 1.2%）	13.8兆円（16.4%）	15.4兆円（11.4%）	17.8兆円（15.9%）
未消化工事高	12.2　（ 3.7 ）	12.4　（ 2.6 ）	15.3　（23.1 ）	19.0　（23.8 ）

・　供給力不足の現れとして、工事単価の加速度的な上昇傾向が懸念されている。とりわけ、オフィスビルの建築単価は1989年度には14.4%と物価上昇を大きくうわまわって上昇しており、実勢では、この３年で２倍になったとも言われる状況にある。

表１－４　建築工事費上昇率の推移

―　新規着工分　―

		1986年度	1987年度	1988年度	1989年度
建築物計		5.6%	5.9%	7.8%	11.0%
用途別内訳	居住用	3.5	6.4	9.3	8.9
	非居住用	8.7	5.2	5.6	13.8
	（うち商業用）	(9.3)	(7.0)	(8.9)	(14.4)

（出所）建設物価調査会「建設統計月報」より作成

・　勿論、最近の工事単価の上昇の要因は、発注者の希望する建物の質が近年とみに高級化していること、工期短縮化のための工法変化等の事情も小さくないと思われるが、建設需要が供給能力を上廻ったことによるコストプッシュ要因（例：労務費の高騰）が大きいことは否定できない。現在の売り手市場の中でも建設業が調達コストの上昇分を、顧客に転嫁し続けるには限界があり、また、建築費の増加は今後建設投資意欲の減退を招くことになる。

・　地価高騰は一方では、都心でのオフィスビル建築を拡大加速したが、逆に地価高騰は今後の建築投資の足をひっぱる危険もある。金融緩和と節税対策、そ

れに低コストが建築ブームを支えた要因であったが、この要因は、今大きく変化しつつある。拡大した建築投資が経済環境の変化で急激に落ち込むことも十分予想されるのである。

・　追い風は、日米構造協議による90年代に公共投資を 430兆円とする方向である。日米間の経済不均衡を是正するには、日米の貯蓄過剰投資不足を解消し、このために公共投資の拡大を迫る米国の主張から、わが国も、90年代の経済運営の要に公共投資の拡大を位置づけざるを得なかった。このことは、民間建設投資が落ち込むことが予想される中で、90年代の安定的な市場が保証されたことを意味している。

しかしながら、建設業の構造改善を必要とする事情は何ら変わっていない。冬の時代から、一挙に夏の時代に突入した結果、構造改善の取り組みがおろそかになっているとすれば、建設市場の安定的な成長があったとしても、建設産業の近代化は進まないであろう。一方で建設市場の国際化がいっそう進むときに、建設産業の構造改善への取り組みがさらに必要になっている。

第２章　公共投資をめぐる諸問題

２－１　日米構造協議、公共投資の拡大の要請

・　日米構造協議が決着したが、その最大の問題は、わが国の公共投資の取扱いであった。米国は、日本の貯蓄過剰投資不足とりわけ公共投資の不足が日米貿易不均衡の原因の一つであるとして、日本の公共投資を1990年（平成２年）の30.2兆円（公的固定資本形成26.3兆円）、対ＧＮＰ比 7.2％（同 6.3％）を５年後にＧＮＰ比を９％に、10年後に同じく10％に拡大することを求め、さらに目的別配分や年度別投資規模を明示するように要求した。

・　この水準は、現在の水準より３％～４％高く、わが国の経常黒字より大きい。公共投資の拡大は、かねて当研究所が主張してきた対外経済摩擦の解消と国民生活の向上に資するために“日本の金は日本で使え”と主張してきた線に沿うものであり、それ自体は歓迎すべきことである。しかしながら、経済政策全体のバランスのとれた成長を維持するためには、その量的拡大に伴う諸問題、例えばインフレ懸念、地価の再上昇、労働力不足、財源などを十分検討し、これとの整合性のうえに対応しなければならない。

・　わが国政府は、公共投資の対ＧＮＰ比率を長期で設定することは、財政運営の弾力性を失わせるものであり、経済政策の自主性を維持する視点からも、ＧＮＰ比率の設定に消極的であり、逆に、今後10年間の総投資規模を 430兆円、さらに部門別の整備目標で明示することとしている（表２－１、整備目標）。中期的に着実に公共投資を拡大していくが、同時にインフレや財政バランスに悪化をもたらさないように対応しようとしている。

・　1991～2000年までの公共投資額 430兆円は、81～90年までの投資実績 263兆円（ＪＲ、ＮＴＴなどを含めると 274兆円）の1.63倍であり、80年代の伸び率が 1.2％であるのに比べ、90年代は 6.3％と、同じく90年代の想定経済成長率 4.75％を 1.5％程度上回るものであり、従ってＧＮＰに対するシェアは、8.4％と90年度の 7.2％に対しやゝ上昇する数値になっている。（公的固定資本形成では、90年度 6.3％が2000年に 7.3％）

いずれにしろ、米国の要求する対ＧＮＰ比９％ないし10％に比べればかなり低い数値である。ちなみに、米国の要求する線に沿うとするためには、公共投

表２－１　公共施設の整備目標

計　　画	策定に当たっての整備目標
住　　宅	1995年度において１戸当たり平均床面積を約95㎡とすることとし、良質な住宅ストックの形成を図る。 （1988年度末　89㎡）
下　水　道	計画期間中（1991～95年度）に普及率を約10％向上させるとともに心酔対策等を推進し、健全な都市環境の形成を図る。 （1988年度末　40％）
都市公園等	1995年度において１人当たり公園面積で約７㎡を上回ることとし、うるおいのある緑豊かなまちづくりを推進する。 （1988年度末　5.4 ㎡）
廃棄物処理施設	1995年度においてごみ減量処理率を80％台半ばとすることとし、清潔で快適な生活環境を確保する。 （1988年度末　78％）
特定交通安全施設	計画期間中（1991～95年度）に、歩道等の必要な道路延長のうち歩行者等の事故のおそれのある危険性の高い区間概ね25,000km程度について、緊急に歩道等の整備を推進する。 （1988年度末　99,712km）
港　　湾	増大する外貿貨物及び船舶の大型化に対応するため、計画期間中（1991～95年度）に外貿ターミナル水際線延長約30kmを整備する。 （1988年度末　60km）
空　　港	1995年度において人口及び国土面積を勘案した総滑走路延長指標について、約880 の水準を達成するとともに、先進諸国の水準を考慮しつつ将来の航空需要に十分対応できるよう、計画期間中（1991～95年度）に新たに相当規模の事業の着手を図る。これにより総滑走路延長は計画期間中に18％増加することが見込まれる。 （1988年度末　742 ）
海　　岸	保全の必要な海岸の整備を推進し、計画期間中（1991～95年度）に整備率を約10％向上させることとする。 （1988年度末　40％）

（出所）日米構造問題協議最終報告による

資の累計額は 500兆円、その伸び率は、９％とＧＮＰ成長率を大きく上回る数値になる。

・　正直にみて、日米の公共投資をめぐる姿勢は、いずれも余りに数値に拘泥しすぎており、公共投資の本質や日米貿易不均衡の是正というマクロの視点からかなり逸脱したもので、交渉のための、数字合わせという感が強い。わが国の公共投資の拡大と黒字削減がどうなるのか、これと米国の財政赤字・貿易赤字削減とどう結びつくのかは、外から見るかぎり理解できないと言わざるを得ない。

２－２　これまでの公共投資、国民総生産との関係

・　現状を理解するために、過去30年の経済成長と公共投資の関係を見てみよう。まず、1990年（平成２年）の公共投資（公的固定資本形成）は26兆３千億円で、国民総生産に対する比率は6.3 ％になるものと見込まれている。公共投資の国民総生産に対する比率は、1980年（昭和55年）以降の財政再建の中で公共投資がおさえこまれた結果、年々低下し、1980年の 9.6％から85年には 6.7％にまでおちこみ、86年以降内需拡大の声とともにようやく上向いたが、88年以降再び低下している。これを少し長期でみてみよう。

・　図２－１は、1960年代、1970年代、1980年代の10年毎に区分して、国民総生産と公共投資の関係を示している。1960年代（昭和35年以降）は、高度経済成長の最盛期であるが、この10年間に実質国民総生産は2.65倍に対して、公共投資は3.35倍と国民総生産の伸びを大きく上回って伸びている。この間、東名高速道路が完成し、東海道新幹線が開業している。この10年間平均すると対国民総生産比は 8.7％になる。

・　1970年代、その前半に高度経済成長はピークを迎え、列島改造ブームにより、公共投資は拡大したが、1974年（昭和49年）のオイルショックを契機に事態は転換、総需要抑制策がとられ、経済は低迷する。この10年間の経済規模は1.57倍に成長、一方公共投資も前半の列島改造ブームと後半の景気拡大がとられたときは、若干上向くが、10年間を通してみると1.57倍、この間の経済成長とパラレルの関係に立つ。この10年間をくらべると、ＧＮＰ成長が低迷したこともあり、公共投資のシェアは8.9 ％と60年代をやゝ上回っている。

図２－１　公共投資とＧＮＰの長期的推移（実質値）

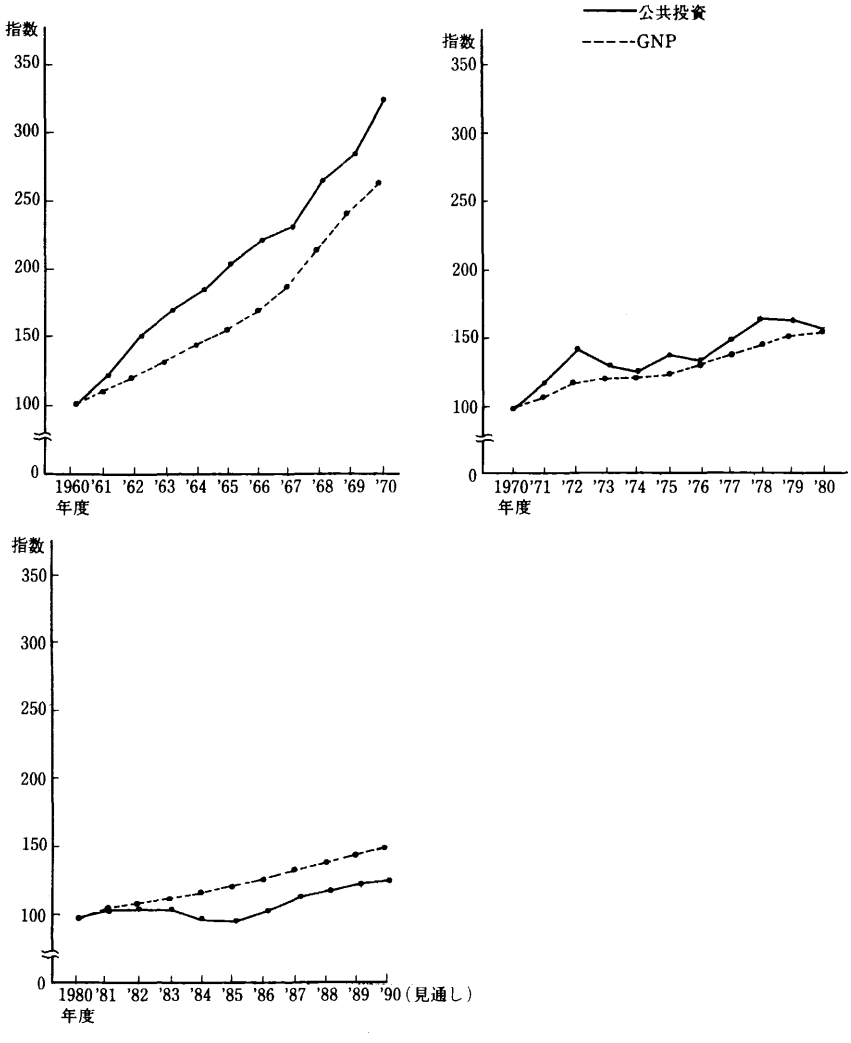

（資料）1.　経済企画庁「国民経済計算年報」及び建設省「建設投資推計」
　　2.　1980年実質値
　　3.　公共投資は政府建設投資額である。
　　4.　90年度ＧＮＰは「政府経済見通し」

・　1980年代、安定成長期を迎えるが、同時に1981年以降の緊縮財政が継続したことから、両者の関係は逆転する。経済成長は1.51倍であるのに比べ、公共投資は1.20倍と経済成長を大幅に下回っている。この結果、対ＧＮＰの比率は7.2 %と70年代を 1.7%下回る落ち込みを示している。1960年代、70年代、80年代、10年単位でみると、公共投資と国民総生産の関係は、大きく変わっていることが分る。問題はこの関係が90年代にどちらに向うかであるが、日米構造協議の結果は、公共投資が1970年代に回帰するであろうことを示している。

2－3　公共投資の拡大に伴う諸問題

(イ) インフレ、地価再高騰

・　430 兆円の公共投資でも、想定経済成長率4.75%を上回る 6.3%の伸びを必要とし、このような公共投資の拡大がインフレと地価の再高騰を招くことが危惧されている。確かに、日本経済は今インフレ要因をはらんでいる。地価高騰は沈静化する兆はあるものの、過去４年の土地インフレのつけを残し、これが一般物価に及ぶ恐れが強い。労働需給は逼迫し、労働時間の短縮とともに労働コストの上昇は避けられない。

・　インフレ懸念、地価再高騰のおそれはなしとしないが、一方では、このところ拡大した民間設備投資とりわけ民間非住宅建築は、地価上昇や金利の上昇さらに土地税制の改正によって来年以降急激に落ち込むことが予想され、公共投資がその落ち込みを支えるという形で、需給の調整が行われることになろう。また、資機材のインフレ傾向は、需要の安定化に加え、とくに海外よりの輸入の促進により、これを抑制することは十分可能と考えられる。また、資機材の輸入の増加によって、当面の黒字削減にも資することになろう。

・　地価高騰はピークを過ぎ、東京では沈静化に向っている。不動産金融の規制に加え、土地税制の抜本的改正が日米構造協議においても確認され、秋までにはその方向が示されることになる。適切な土地対策が講じられれば地価は低落することも予想されるし、低落傾向は90年代続くことになろう。したがって今回の公共投資の拡大によって地価が再上昇するとは考えられない。しかしながら公共用地の取得に当って従来のように金で始末をつけるという安易な姿勢を改め、土地基本法にいう土地の公共性の視点に立って、土地収用法の積極的発

動を行うなど公共用地の取得のあり方について改めて考えていく必要がある。

(ロ) 財源、財政再建と建設国債

・ 今回の異常な地価上昇は、国と自治体の財政に思わぬ増収をもたらした。国の赤字国債発行額は昭和61年を境にしてそれまで年間12兆円も発行していた赤字国債は、平成元年度にゼロになり、あっというまに財政再建をなしとげてしまった。予想以上に早い財政再建の達成は、行政改革の成果があがったわけでも、消費税による増収があったためでもない。ひとえに、地価高騰による相続税、譲渡所得税、法人税等の増収によるものであり、昭和60年分の土地譲渡益課税所得が 4.2兆円であるのに比べ、昭和63年分は 9.4兆円と 5.2兆円の増、この間の赤字国債の発行減額に相当するものになっている。

・ 事情は東京都などの地方自治体も同様であり、東京都も大幅な決算剰余金から7,000 億円の積立金を確保した他、今、東京中で公共建築物の建築ラッシュになっている。東京都庁舎の新築などその典型である。当面地価高騰によって、国及び地方自治体の財政収入は大幅に好転した筈であり、地価が大幅に低下しない限り、財政収入は安定していると思われる。

・ 大蔵省は、赤字国債ゼロに代わる新しい財政再建の目標として現在の 8.4%の国債依存度（国債発行で一般会計の歳入をまかなう比率）を平成７年度までに５％におさえる財政の中期展望を示している。この目標の実現には建設国債の発行額を毎年４千億円程度減らすことが必要であるとされているが、公共投資基本計画の実施については、改めて財政の中期展望を見直すことも必要となろう。

・ 建設国債を赤字国債と同じ借金としてとらえる見方に与しないものの、基本的には後世代に負担を残さない税金で事業を実施することが望ましいことは言うまでもない。したがって、公共投資の伸びも、米国の主張するような只、貯蓄投資の不均衡の回復という視点からだけではなく、経済バランスの維持という立場から、経済成長より若干高目に伸ばすことを前提に、この分野に一般財源をより多く配分することにより、国債依存度を圧縮することは正当な方向である。ただ、米国は、建設国債を増発して内需を拡大しなければ経常黒字を縮小せず、日米の経済不均衡は是正されないという立場に立っている。建設国債に関する日米の視点は基本的に異なっている。

・　大幅な金余り状況が解消されず、資金がだぶついている今、建設国債は金融市場において極めて大きな比重をもっており、これを急減させることは再び土地、株への資金流入を増加させる危険が大きい。個人部門の余剰資金を国内のストック形成に有効に結びつける手段として、現在のところ建設国債に代わる投資対象はない。国内の土地問題にもからめ、金融政策が後に引き、財政政策が前に出る必要があるとき、建設国債の意義を評価し、マクロ経済との調整を図りつつ、その積極的活用を図っていくことが必要である。

・　公共事業の財源として今、検討し、導入しなければならないのは、土地、資産に係る税負担の拡大である。地価対策は当面の最大の内政問題であるが、政府税制調査会は、地価対策の一環としても、土地税制とりわけ保有税の強化を提言している。とくに、『土地は公共投資や経済活動の集積などの外部的要因によりその価値が上昇する性格を有することから開発利益の吸収という観点からも適正な課税を考えていくべきである』とし、公共施設の財源としての役割を強調している。

・　開発利益の還元のためには、まず固定資産税を適切に徴収すること、また、これと連動した都市計画税を本来の趣旨に沿って徴収、活用することが基本である。昭和60年以降内需拡大の中で都市計画事業費が増大しているのに対し、都市計画税徴収額は停滞し、あまつさえ、東京都については固定資産税とのからみで 200平方メートル以下の宅地には２分の１に負担を軽減している状況であり、今のままの都市計画税では開発利益の還収、受益者負担の機能を喪失している。

・　東京都区部について、固定資産税及び都市計画税の資産に係る収入の全税収に占める割合は、税収の15％強であり、残りは全て住民税、法人事業税の所得に係る収入となっている。一方、歳出の30％が公共投資等の資本支出である。公共投資の財源は、大部分が所得に依存しているのに反し、地価上昇というその利益は税金が相対的に軽い土地、資産の所有者に全て帰属するというきわめて不公平な構造となっている。公共施設の整備の財源として、土地資産の課税の強化は必至である。

・　公共事業の財源は、現状の財政状況をみれば、建設国債の弾力的活用と土地、資産課税の増徴により、十分まかなえるものであり、公共投資が若干経済成長

率を上回って拡大するとしても十分対応が可能である。この視点に立って、公共投資の財源について、政府自治体は、明確な財政収支の見通しを提示する必要がある。

2－4　公共投資のかかえる諸課題

公共投資の拡大に当って、中長期的に解決すべき問題は多く残っている。

(イ) ストック不足

・　先進諸国に比べても　わが国のフローとしての公共投資、建設投資の国民総生産に対する比率はかなり高い。建設投資の国際比較をすることは、その定義や統計の違い、維持修繕費の取扱いなどにより正確にはできないが、あえて比較する。建設市場の国民総生産に対する比率をみると、1988年で、わが国は18.1％に比べて英国12.3％、西ドイツ11.5％、フランス16.8％さらに米国 8.5％とわが国はかなり高い比率を示している。さらに建設市場における公共投資の割合をみても、わが国が37.6％に比べ、英国10.9％、フランス24.0％、西ドイツ22.3％、米国15.3％といずれも、わが国がきわ立って高い比率を示している。少なくとも、フローについては、わが国はかなり努力していると評価できる。問題はそのストックである。

・　フローは大きいが、本格的な社会資本の整備の歴史が浅いために、そのストックは、国際的にみてかなり見劣りがする。社会資本ストック全体のＧＮＰに対する比率を国際比較すると、わが国は成長は速いが、まだ先進諸国に立遅れていることが分かる。1970年、1982年、1987年のそれぞれの比率をみると、1970年に、わが国が32.8％であるのに対して、米国79.2％、英国 113％、西ドイツ59.6％といずれも優位にあり、わが国のフローへの努力にかかわらず、1987年になっても、米国の73.4％、英国の113.8 ％、躍進の著しい西ドイツの91.4％に比べてわが国は依然として60.8％であり、先進国に近づきつつあるが、なお水をあけられている（図２－２）。

・　日本経済のストック化が進んではいるが、その内容は、地価と株価の上昇という名目的な資産価値の増加であり、社会資本、住宅などの付加価値が蓄積されたものという本当の意味でのストックはなお充足してはいない。国民の間にフローの豊かさに比べてストックの豊かさが感じられないのは、まさに社会資本と住宅のストックの立遅れが残っているからである。

(ロ) 資源配分のゆがみ

・　社会資本ストックの中には蓄積も進み一定の水準に達したものもあり、経済社会構造の変化でその役割が減じたものもある。今後の公共投資の拡大に当っ

図２－２　社会資本ストックのＧＮＰに対する比率の国際比較

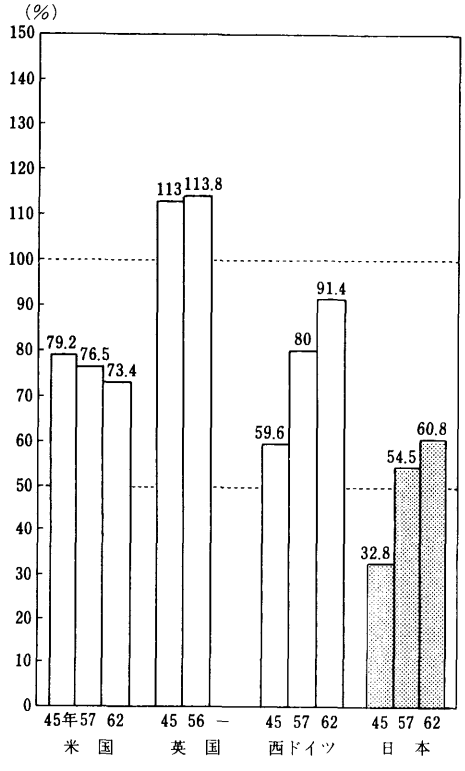

注）数値は各年の実質社会資本ストック額を実質ＧＮＰで除したもの
但し、西ドイツと英国はＧＤＰで除した
原データ：国民経済計算年報（日本、経済企画庁）、Survey of Current Business（米国商務省）、Statistisches Jahrbuch（西ドイツ連邦統計局）、National Income and Expenditure （英国中央統計局）

ては、従来の既得権化された資源配分によってではなく、国民のニーズに応じた的確な資源配分を行う必要がある。

・　これまで公共投資は、きわめて硬直的な配分が行われてきた。とりわけ、80年代に財政再建下のゼロシーリング、マイナスシーリングでは、本来メリハリをつけて配分すべきときにも、省庁別目的別の配分に変化はなかった。『乏しきを憂わず、等しからざるを憂う』という貧しい時代の発想である。63年度の

その配分は、治山治水17.7%、道路整備29.2%、港湾空港等 8.1%、住宅対策11.3%、下水道環境衛生等15.9%、農業基盤整備14.0%、林道工業用水道等 2.6%であり、そのシェアは、各省庁別のシェアになり、そのシェアは毎年全く変化がない。一律抑制、一律増分の硬直的な資源配分を見直すときである。

・　公共投資の合理的配分が、従来の既得権益に阻まれているという政治的な理由に加えて、資源配分に当り、合理的基準がなく、各々の事業の効果を比較衡量ができないという学問上あるいは行政上の立遅れもその大きな原因となっている。

(ハ) 効率性、重点性

・　国民ニーズに対応して、資源配分の重点性を発揮するとともに、その執行に当っての効率性の発揮も忘れてはならない。硬直的な予算配分の下では、その執行の効率性は評価されず、いたずらにコストの増大を招き、また、効果の薄い事業に資源配分がなされるという弊害がある。これまで比較的希薄であったコスト意識を計画や設計を担当する公共側にも、事業を執行する建設業者にもより徹底する必要がある。

・　建設産業においては生産性向上のための研究が進められ、施工コスト低減が行われ、一部コンピューター制御による施工管理の合理化、新工法の開発、ロボット開発などが現実のものになっている。これらを大手建設業者の現場のみならず、中小の建設業者の現場にて拡げていく必要がある。

・　公共投資の拡大が景気過熱や工事費の上昇を招くことなく、効率的に実施されるには、需要増大に対応した供給能力の拡大が必要である。近年建設労働力の逼迫が著しいが、ロボット化等生産性向上を図る他、とりわけ公共投資における工事量の季節変動が効率性を阻害している現状から、公共工事の発注の平準化を進め、工事量の季節変動を調整する必要がある。

(ニ) 維持管理費の増大

・　社会資本ストックの増大とともに、その維持管理がますます重要になり、その費用も増大していくことになる。わが国は未だ社会資本の量的整備の途上にあり、欧米先進国のように建設投資に占める維持修繕費用の割合はそれほど高くはない。維持修繕費用の建設市場への比率をみると、とりわけ米国が41.4%と高く、英国38.1%、フランス35.9%、西ドイツ35.4%といずれも建設投資の

3分の1をこえている。

・　わが国では、欧米のように正確な統計はないが、これが10%内外であり、現在ではその比率はかなり低く、新規の公共投資を抑制するほどではない。今後急速に社会資本ストックが増大するに従い維持修繕費用が加速度的に増大することは避けられない。既存の社会資本の有効な利用のシステムについても合理化を促進していく必要がある。

2－5　1990年代の公共投資の役割

・　今の経済は絶好調であり、むしろ景気過熱の心配のあるとき、マクロ経済バランスを無視して公共事業を無計画に拡大することは適切ではない。問題は中長期的に考える視点が必要なことである。前述のとおり、道路、下水道、公園などのいずれの社会資本ストックをみても、その水準が欧米先進諸国に比べて立ち遅れていることはいうまでもない。21世紀に迎える高齢化社会の確実な到来を前にして、活力ある今の時代に社会資本の充実を図ることが必要であることに誰も異論はないと思われる。

・　今の日本人が、1人当り国民所得が2万3千ドルで世界で一、二の豊かなフローを享受しながら、本当の豊かさを手にできないのは何故であろうか。そのフローに比べ、衣食は充実しすぎるくらい充実しているものの、住宅及び環境において著しく豊かさが欠落しているからに他ならない。以下、わが国の豊かさがいかに跛行的であるかを米国及び英国と比べながら分析し、その原因がひとえに土地問題と社会資本ストックの不足にあるものであることを明確にしよう。

1）豊かさの国際比較

(イ) 経済力の比較

・　豊かさをその国全体の経済力に比べた場合の家計の豊かさ、空間的豊かさ、時間的豊かさに分け、1960年と1988年の2時点で、日本、英国、米国の間で豊かさを相対的に比較することにして、まず、抽象的な概念の豊かさを計量化してみよう。基準年（80年）における3ヵ国の平均値を 100として各時点の3ヵ国の豊かさの数値を指数化し、3ヵ国の数値の開きによって示してみる。

・　1980年から1988年までの間の経済力（1人当たり国内総生産）の推移をみる

と、わが国は1960時点で米国の６分の１、英国の３分の１にすぎなかったものが、この間急激に成長し、1988年には米国の 1.2倍、英国の 1.6倍に達しており、経済力では米国にキャッチアップし、英国を大きく引き離している。（図２－３）

(ロ) 家計の豊かさ

・　経済面での豊かさを、１人当りの消費、社会保障、金融資産による家計の豊かさに直してみると、1960年から1988年まで、日本は1.8 倍、米国が 1.2倍、英国が1.1 倍とやはり日本の成長が目ざましいが、88年の水準では、日本は米国の９割強、英国の 9.5割となお両国に追いついていない。わが国の家計は、金融資産面では両国を上回っているものの、家計の消費面ではやや劣り、社会保障面では著しく立ち遅れていることが分かる。（図２－４）

(ハ) 空間的豊かさ

・　住宅の広さ、公園の広さなどの空間的豊かさをみると、この28年間で、わが国が1.3 倍、米国が 1.2倍、英国が 1.1倍となっており、わが国はこの面でも大きく伸びを示している。居住性（住宅の広さ）、安全性（犯罪発生率、治水安全度等）、保健性（医療、下水道普及率）、快適性（公園）、利便性（道路）、文化性（文化施設等）のうち、居住性、安全性、保健性、利便性の四点で高い伸びを示している。

・　しかしながら、その水準をみると1988年においてもわが国の空間的豊かさは米国の７割、英国の８割にすぎない。いぜんとして居住性はやっと60～65年ごろの米英の豊かさに追いついたにすぎず、現状では米国の半分という状況にある。快適性についても、公園の差が大きく影響し、わが国の劣位の要因となっている。（図２－５）

(ニ) 時間的豊かさ

・　労働時間の短さなどの時間的豊かさは、とくにわが国の貧しさがきわ立っている。時間的豊かさの改善状況は、28年間でわが国が 1.2倍、米国が 1.1倍、英国が1.3 倍で、その伸びにはさほどの格差はないが、88年の水準では、わが国は米国の６割弱、英国の６割強と、大きく引き離されている。（図２－６）

(ホ) 経済力と対比した豊かさ

・　図の円の大きさは、88年の三国の経済力（１人当りの国民総生産）を現わし、

図２－３　日本、米国、英国の１人当たりＧＤＰ（名目）の推移

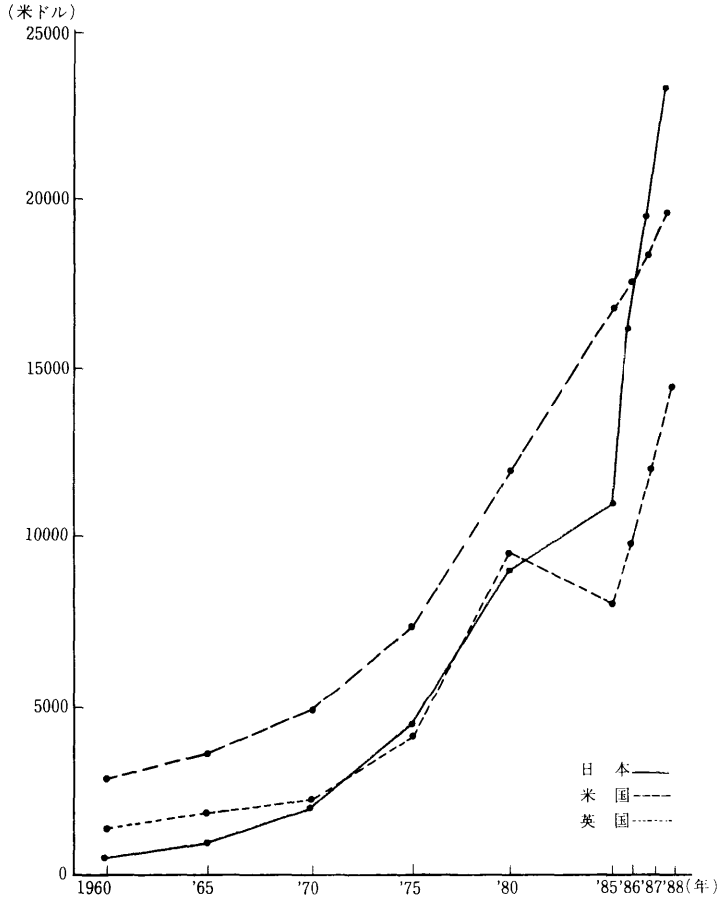

（出所）建設省委託調査「実質的豊かさ指数の作成・活用に関する調査」
（財)建設経済研究所）

図２－４　家計の豊かさの状況

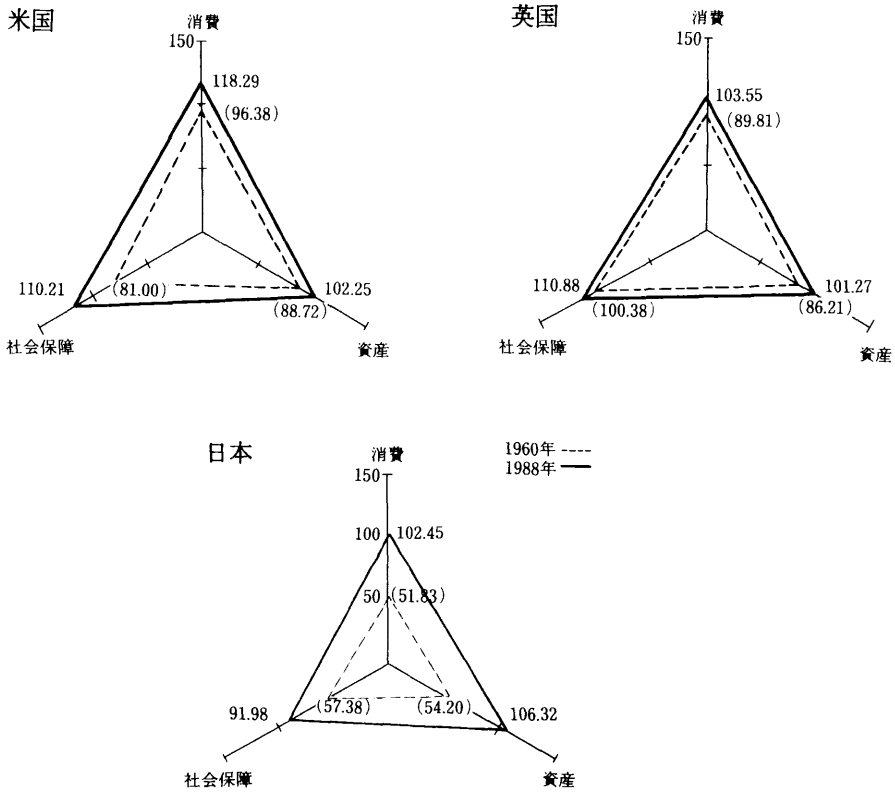

（注）・国の経済力ではなく、国民各個人にとっての経済的豊かさをとらえるための代表的な指標として、次の３項目をとりあげた。

(a)　１人当たり実質民間消費支出

(b)　１人当たり実質社会保障関係支出

(c)　１人当たり実質家計金融資産

・各指標について、基準年（80年）の平均値を100 、１年間の平均的変動を１として標準化を行い指数化した。

（出所）建設省委託調査「実質的豊かさ指数の作成・活用に関する調査」
（㈶建設経済研究所）

図２－５　空間的豊かさの状況

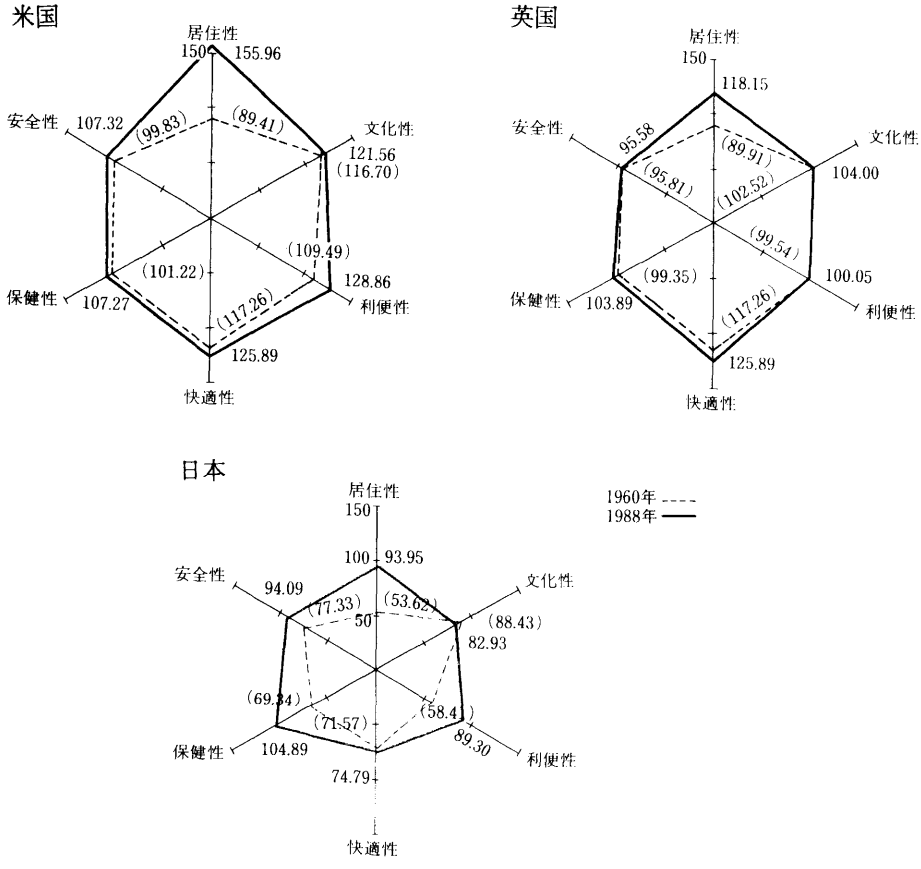

（注）・総合的に国民のおかれている状況を把握するため、暮らしにおける空間的豊かさを６つの基本理念で捉えることとし、それぞれの理念ごとに代表的な指標を次のとおり選択した。

（居住性）・１室当たり人員数
（安全性）・人口当たり犯罪発生数・人口当たり交通事故発生件数
・水害被害率及び人口当たり水害被害者数
（保健性）・人口当たりベッド数及び人口当たり医師数・下水道普及率
（快適性）・１人当たり公園面積（首都）
（利便性）・道路舗装率・人口当たり舗装道路延長
（文化性）・人口当たり図書館数及び人口当たり映画館数
・人口当たり図書刊行数及び人口当たり新聞紙消費高

・各指標について、基準年（80年）の平均値を100 、１年間の平均的変動を１として標準化を行った後統合し、各理念ごと指数化した。

（出所）建設省委託調査「実質的豊かさ指数の作成・活用に関する調査」
（財)建設経済研究所）

図２－６　時間的豊かさの状況

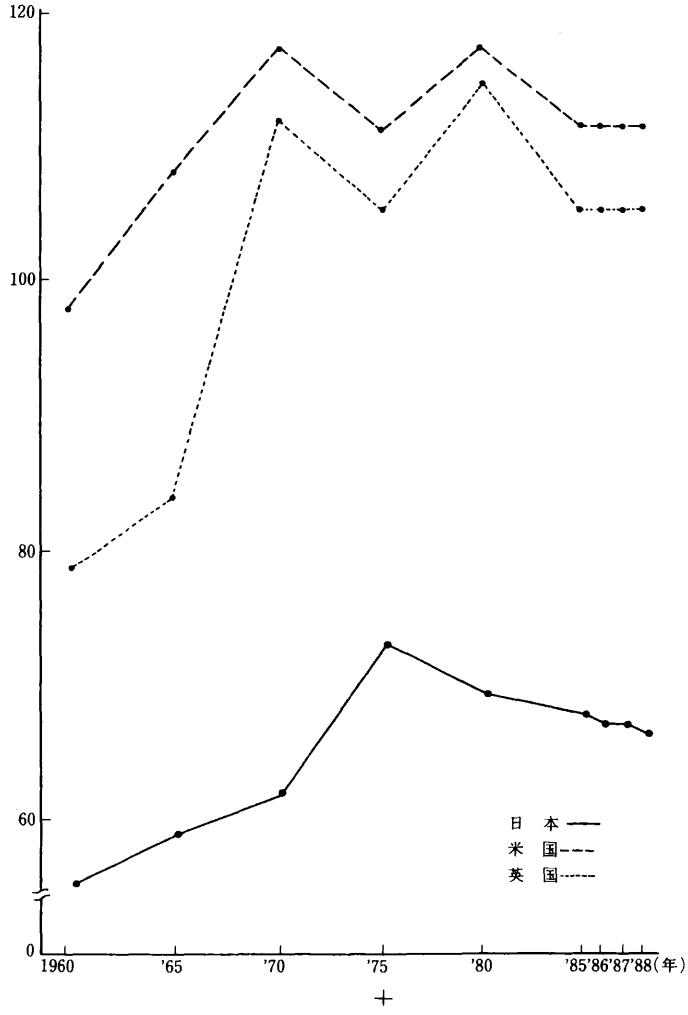

（注）・１日の労働時間の長短及び年間休日数等を含めた時間的豊かさの実態を示す指標として、平均年間労働時間を用いた。
・基準年（80年）の平均値を100 、１年間の平均的変動を１として標準化を行い、指数化した。
（出所）建設省委託調査「実質的豊かさ指数の作成・活用に関する調査」
（㈶建設経済研究所）

三角形は、家計の豊かさ、時間的豊かさ、空間的豊かさのバランスを示している。わが国は、経済力の大きさに比べ、三つの豊かさの指数はいずれも相対的に低く、経済力が国民の豊かさに反映されていない。言ってみれば『国富みて、民貧し』という状況にある。また、家計の豊かさ、お金に比べて、空間的豊かさや時間的豊かさが劣位にあり、これが国民の豊かさ感の喪失となって現われている。

・　米国、英国とも、経済力に見合う豊かさを、三つの指標のいずれをみてもバランスをとって実現している。とくに英国は経済力が比較的低い水準の中で、三つの豊かさが均衡がとれ、相対的に高レベルで実現しており、言ってみれば『国富まざれど、民豊か』という状況になっている。（図２－７）

・　さらに、総合的な豊かさのレベルについて比較してみると、わが国の豊かさのレベルは、1960年から88年の28年間で 1.4倍に伸びており、同じ期間の米国、英国の伸びに対して、1.2 倍高く成長している。わが国の暮らしの豊かさは着実に米国、英国の水準に近づきつつある。

・　しかしながら、わが国の豊かさのレベルは1988年においても、1960年時点の米国、英国の豊かさのレベルに達していない。国民が国の経済力に見合った豊かさを享受するためには、まず、住宅、社会資本の整備等による空間的豊かさの拡大、休日の増加や通勤時間の短縮による時間的豊かさの確保に取り組んでいかなければならない。今回の日米構造協議における公共投資の拡大は、まさにこの視点から計画され、執行されなければならない。（図２－８）

２）公共投資に期待される役割

(イ) 都市土地問題の解決と多極分散国土構造の形成

・　90年代の公共投資は、時代の要請に対応し、国民の本当のクオリティーオブライフ、豊かさの実現のために実施されなければならない。今、21世紀に向かって直面する課題は、一つは、都市における土地問題、地価問題の解決であり、このための住宅及び住環境の供給及び改善に対する思い切ったプロジェクトの実施と生活関連社会資本の充実であり、もう一つは、国土の均衡ある発展を図るための多極分散国土構造の形成に資するインフラストラクチュアーの整備充実である。

・　わが国はこれまで先進国にキャッチアップするため、経済基盤の整備に重点

図２－７　日本、米国、英国の豊かさの状況と経済力の比較

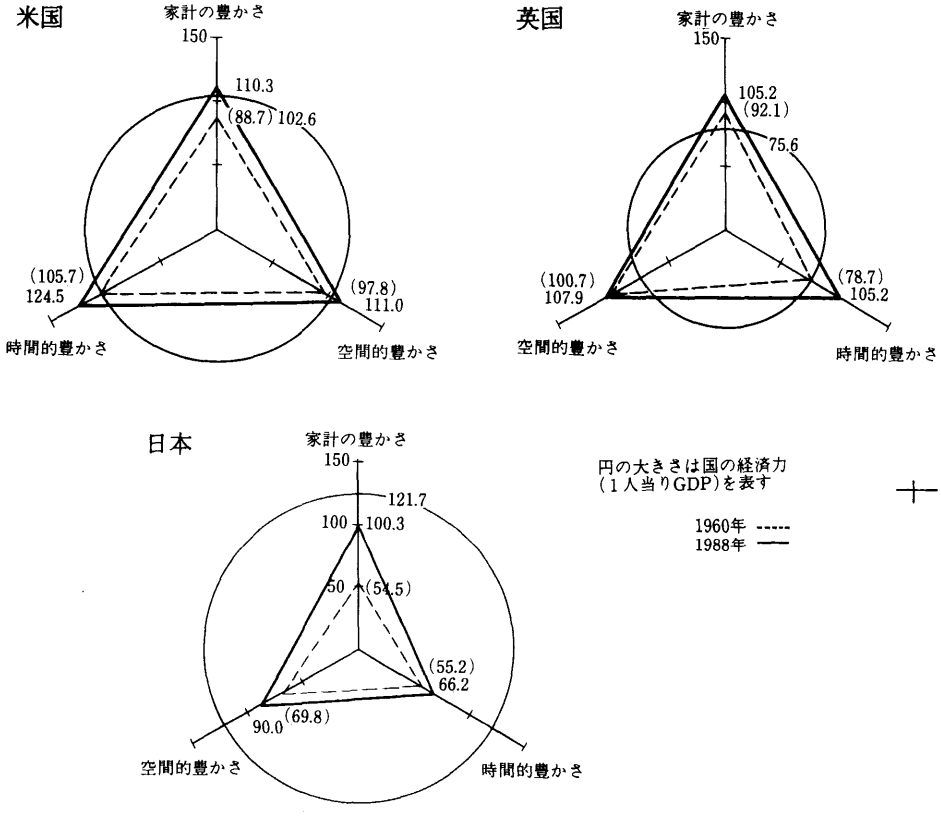

（注）・３つの豊かさごとにその構成指標を統合し、３つの豊かさ指数を作成した。
・円の大きさは、1988年における３国の１人当たりＧＤＰの平均値を100 として各国の１人当たりＧＤＰの大きさを示すものである。

（出所）建設省委託調査「実質的豊かさ指数の作成・活用に関する調査」
（㈶建設経済研究所）

図２－８　日本、米国、英国の総合的な豊かさの状況

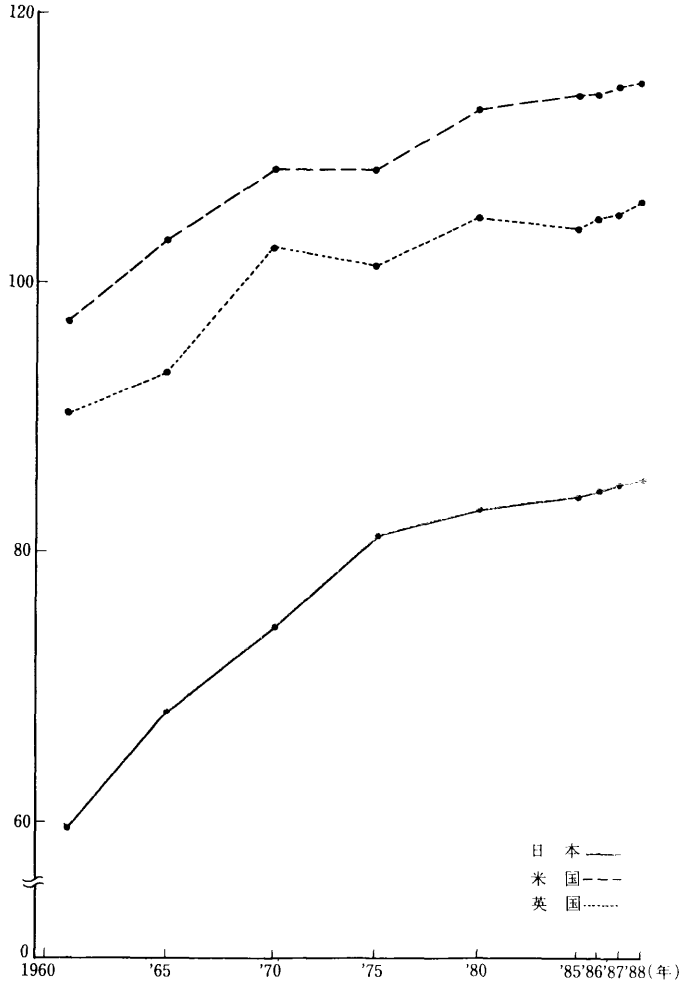

（注）・３つの豊かさについてウェイト付け法による統合を行った。
　　・ウェイト付けに当たっては、「暮らしと豊かさについてのアンケート」
　　（調査企画㈱野村総合研究所）の結果をもとにウェイト値の設定を行った。
（出所）建設省委託調査「実質的豊かさ指数の作成・活用に関する調査」
　　（㈶建設経済研究所）

を置き、産業優先企業優先の姿勢で政策運営を行ってきた。公共投資もその例外ではない。しかし、今や世界で一、二の経済大国に成長し、国力も充実している。これからは、生活優先個人優先の経済社会の実現に転換しなければならない。社会資本整備においても全く同様である。

・　わが国が経済大国に成長したにもかかわらず、国民に真の豊かさの実感が伴わないのは、前の分析のとおりである。その原因は、労働時間の長さ、生計費の高さなどによるが、なかんずく住宅及び住環境の立遅れ、生活関連社会資本整備の立遅れが最大の壁となっている。

・　まず、東京圏をはじめとする大都市圏で緊急に解決を要する課題は、土地住宅問題であるが、この解決には、金融、土地税制、都市計画、住宅宅地の供給等の整合性のとれた総合的な施策が必要である。公共投資のみによってそれを実現できるわけではないが、大都市圏の業務核都市の形成や大規模な住宅団地の整備にあたって、道路、公園、下水道等の社会資本が果す役割はきわめて大きい。これらの事業は、民間企業の設備投資と一体的に行われるものであり、都市開発事業における公共投資と民間投資の密接な連携が必要であり、公共投資はその呼び水としての機能を果たすべきである。

・　東京圏を形成する基幹的インフラ、例えば首都圏中央連絡道路や東京湾横断道路、都市内での首都高速道路、常磐新線鉄道などを都市形成の骨格とする環状交通網の重点的、集中的投資が必要であり、増加する公共投資の集中配分も考慮される必要がある。

・　同時に、東京問題の解決と併せ、地域の活性化のための多極分散国土の形成、とりわけ1万 4,000キロメートルの高速道路網や空港の整備などの交通インフラへの投資を傾斜的に実施する必要がある。

(ロ) 新しい公共事業のコンセプト

・　これまで公共投資は、たて割り行政が原因して、総合的機能が発揮されることが乏しく、また、施設が一体的に計画、設計され、管理されることに欠けていた。今後の公共投資戦略では、公共投資の総合性を発揮させることが必要になる。

・　これからの10年間は21世紀へ向っての助走のときであり、新たな世紀の公共投資のあり方を考えていく期間でもある。旧来の公共投資の概念や実施システ

ムを超越した何らかの新しい総合的な社会資本の導入展開をめざしていくことが必要である。このためにまず、官民の知恵を結集して、所要の調査研究を進めることを検討すべきである。

- 例えば、生活環境、地球環境、国際化、高齢化などの新たなニーズに対応した社会資本、従来の道路システム、下水道システム、病院システム、ゴミ処理システムなどの枠を越えた総合的な社会資本システムについて、そのハード面ソフト面を含めた新しい社会資本のコンセプトをつくり出すことである。
- このため今後大幅に増額される公共事業の予算の中で、とくにこのような部門の研究開発を推進するためのファンドを設け、官民一体となった研究体制をつくり、新しい公共事業のコンセプトへの国民の理解を求める活動を進めていくことを考える必要がある。また、これらの課題を国際的視点で検討するため、当研究所が主宰する日米公共事業専門家会議等の国際会議でのテーマにするなどにより、国際的にも、新しい社会資本の開発導入について調査研究していくことを考えていく必要がある。

第３章　土地問題と土地政策

３－１　地価の動向、土地をめぐる環境の激変

・　平成２年の地価公示によると住宅地の上昇率は、全国平均17％と平成元年の7.9％を大きく上回り、東京圏では微増に止まったものの、大阪圏51.6％、名古屋圏20.2％、と急上昇、地方都市にも波及して、地価高騰はなおやまず、東京圏でも再燃のおそれありと分析されている。

・　この見方では、結果として地価高騰に手を貸し、土地投機をした者を喜ばせてしまうだけになる。地価公示で示される地価水準は過去１年間の地域ごとの取引事例を集めて、それを最大公約数的に平均化したものであり、現在のように刻一刻と経済が変化する中で、経済現象の指標としては必ずしも適切とはいえない面がある。むしろ地価は、土地投機の行きすぎで、既に断末魔の局面にあるとさえ言えるのである。

・　この一年で土地をめぐる経済環境は激変している。昨年12月に土地基本法が成立し、土地政策に関する国民的合意が形成され、同法の成立により、少なくとも土地を投機の対象としてはならないことが明文化された。また、日米構造協議においてわが国の土地問題が国際的にも解決を迫られる課題になっており、土地税制や土地利用のあり方について一定の方向が示され、これらが国際的責務になるに至っている。同じ地価高騰に悩む韓国では土地公概念の確立の下に、都市のおける住宅地の所有制限にまで踏み込んだ革新的な土地立法が行われるなどの動きがわが国の土地政策のあり方にも大きな影響を与えている。

・　今回の土地投機の直接の引き金となった金融、土地税制も大きく変わっており、変わろうとしている。金融緩和は一転し、今、公定歩合は5.25％と昨年の2.5 ％の２倍以上に引き上げられている。政府日銀は、過剰な不動産金融がインフレを招くおそれがあること、また地価低落から金融不安の発生を危惧して、このところ不動産金融への締めつけを強化し、この４月からは、不動産業への貸し出しの伸びを全貸し出し額の伸び以下に抑えるという総量規制に踏み切っている。これは昭和40年代末の列島改造ブームの地価抑制以来17年ぶりのことである。その効果は現れつつある。

・　土地基本法は、土地税制を土地政策の主役にすえている。根本的に土地税制

のあり方を検討するため、4月には、政府税制調査会に土地税制小委員会が設置され、土地政策審議会の審議と連動して、11月までに改革の方向を示すことにされている。既に、財テクを抑制するための土地保有税の強化、企業の遊休地への課税強化の方向が打ち出されている。

・　この1年間、国内外のこのような動きの中で国民の土地意識も大きく変化しようとしている。地価は上昇し続け、地価の上昇は皆に利益を与えるというかっての土地神話は、その虚構性を露呈しつつある。地価高騰が生み出した実に様々な歪みが、国民生活や経済活動を阻害することがはっきりしだしており、国民はこれ以上の地価の上昇はマイナスであることを認識し、むしろ地価の安定さらにはその引き下げを願うようになっている。

3－2　地価高騰の原因

・　本来、土地住宅の需要は正常な経済の下では、人口世帯数と国民所得の伸びの範囲内で安定的に生ずるものである。これが一時的に2倍、3倍と異常に拡大するのは、明らかに土地投機、在庫の拡大なのであって、それを助長するのが、過剰な不動産金融と土地税制の欠陥であることは明確になっている。

・　図3-1 は、銀行等の不動産業への貸出残高の伸び率と全国市街地価格指数（地価）の伸率との相関を示している。1970年以降地価上昇の著しかったのは1974年の列島改造ブームの時、1980年の公共事業拡大による景気刺激策のとき及び今回の1985年以降の3回であったが、いずれも地価上昇に先行して銀行等の不動産業への貸出残高の伸びが異常に上昇した後に起っている。

図3－1　地価と貸出の推移

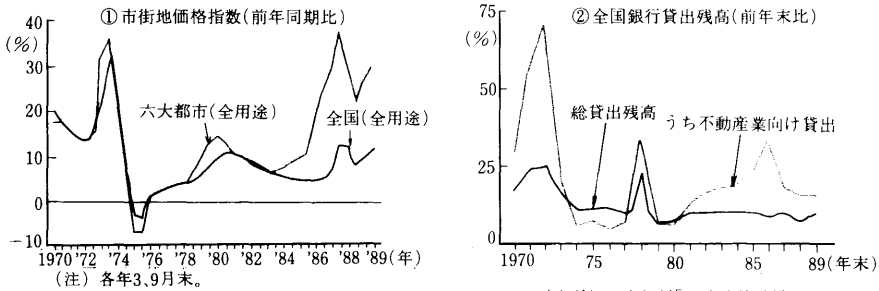

（注）各年3、9月末。
（出所）日本不動産研究所「全国市街地価格指数」
（出所）日本銀行「経済統計月報」

・　1970年の列島改造ブームの時、過剰流動性による地価高騰時における銀行等の不動産業へ貸出残高は５兆円余り、全貸出残高に占めるシェアも７％足らずであったが、今回の地価高騰時でみると、1990年現在で50兆円に迫り、その割合も12％を上回っている。この数字をみても、今、列島改造時の10倍以上の規模の土地投機が行われていることが分かる。さらに、現在は、1970年代にはなかったノンバンクや生命保険の不動産融資が加わるが、これらによってさらに大きな規模の過剰不動産金融が生じていることが地価高騰の大きな要因と言わざるを得ない。

・　この４月日本銀行は、“わが国における近年の地価上昇の背景と影響について”という調査報告書を発表している。単なる日銀の調査研究レポートと言われるが、その分析や内容には、実に大きな意味が含まれていると思われる。

・　日銀レポートでは、地価上昇の要因として①首都圏への経済機能の集中等を背景とする実需の増加と②比較的最近まで続いた金融緩和が挙げられるが、地価上昇が波及する過程では③投機的な仮需の発生や④節税目的の不動産需要等も、地価上昇の加速要因として働いたと分析する。金融機関の立場からは、実需の増加が主因で金融は従たる要因としているが、事実上全面的に金融に原因があったと認めたものと理解できる。

・　地価高騰の結果として、マクロ経済に様々な影響を及ぼした。保有資産の増加や節税インセンティブの高まりで家計や企業の支出が高まり、また、資産価値上昇に伴うキャピタルゲインが、企業収益を下支えして、企業の資金調達能力を向上させ、これらが景気を拡大したとプラスの面を強調するが、同時に資産所得分配面では地価上昇に伴い土地を所有する家計と所有しない家計の間に格差が拡大し、その結果首都圏での持家率の低下や不公平感の高まりという問題が生じていると、マイナス面を指摘する。短期的なプラス面が強調されて、長期的に問題が継続する資産格差の拡大などのマイナス面が軽視されている。

・　問題は今後の地価動向の見方である。地価は上昇し続ける、ないし下落しないといういわゆる土地神話は、絶対的ではない。比較的近年における海外諸国の経験をみても、英国、米国等では地価の急落が引き金になって金融機関の経営悪化が生じている事例があり、海外の経験に共通する教訓として地価が短期的に急上昇すればその反転する可能性があり、その場合には個別金融機関の経

営不安定にとどまらず、金融システム全体の動揺にもつながりかねない、不動産関連貸出の焦付きは中小金融機関やノンバンクにおいて発生しやすいときわめて重大な指摘をしている。

- 日銀は、海外の事例を引き合いに出して、わが国における地価の暴落クラッシュがありうること、それが中小の金融機関やノンバンクの破綻になって現れることを警告している。また、地価急落が金融不安につながることを危惧しつつも、マクロ経済の悪化に結びつくとは言っていない。このレポートは、日銀の金融機関への警告なのであり、万一クラッシュが生じても、日銀は救済策をとるつもりのないことをほのめかしたととられるのである。
- 今、銀行等の不動産業への貸出残高は50兆円にもなり、ノンバンク、生命保険の資金、さらに不動産業以外の業種への不動産への貸出を含めればおそらく100兆円は下らないであろう。仮に50兆円としても、この資金で購入した土地在庫は、1平方メートル当り 100万円にして5000ヘクタール、世田谷区の全宅地面積の1.5 倍に相当する規模であり、1平方メートル当り1000万円としても500ヘクタールで、千代田区と中央区の全商業地の面積に相当する。処分するに、処分できない膨大な不良在庫が現に存在しているのである。
- このままでは、その行き先は、土地インフレが一般インフレに拡大するか、または、地価が急落して、一時的にデフレに向かうかの、いずれかであろう。このままたれ流し的に不動産金融を拡大継続することは、不可能である。いずれにしても地価は重大な局面にあり、金融財政、都市計画等の土地政策のカジ取りはきわめて重要な段階に至っている。

3－3　土地税制の改革の動き

- 土地税制の抜本的改革を意図して政府税制調査会が審議を開始、すでに土地税制見直しの基本課題が示されている。土地問題の所在は、地価高騰の結果としての資産格差の拡大の問題と地価高騰の要因でもある土地の不均衡な利用あるいは、非効率な利用の問題に集約できるとして、この二つの問題を土地問題に対処する際の優先的目標としている。
- この立場に立って、土地税制の改革は、第一に資産に対する適正な課税を公平の視点から土地に課すること、土地は公共投資や経済活動の集積などの外部

要因により資産価値が上昇するという性格を有することからも適正な課税が求められること、とりわけ土地保有課税の強化を考え、第二には土地政策に関する諸施策のうち税制だけで土地問題をすべて解決することは困難であるが、税制は土地政策の中で極めて重要な手段の一つとして然るべき役割を果すこと、その狙いは土地の資産としての有利性を減殺することを中心に、投機的土地取引も抑制しながら、土地の有効利用を促進することにあるとその方向を明確にしている。

・　土地税制は財源調達の手段としてだけではなく、土地利用の効率化を図るための手段、秩序ある土地利用を確保する手段としての位置付けが明確にされ、従来の土地税制は土地政策の従的補完的機能に止まるという姿勢を大きく転換させている。そこで今後行われる土地税制の改革の具体的方向を指摘したい。

(イ) 土地保有税の強化

・　これまで土地税制はもっぱら市街化区域内農地の宅地並み課税に焦点があてられていた。不公平税制の視点から、相続税の特例を含めて市街化区域内農地の宅地並み課税の徹底を進める必要があるが、土地税制の改革は、市街化区域内農地の宅地並み課税のみならず土地の保有課税一般の論議に進む必要がある。土地を資産としてではなく、その有効利用を促進させるために、さらに地価水準を土地利用に見合ったものにするために、現行の固定資産税の実効税率を引上げることが求められる。

・　固定資産税の実効税率は、明確ではないが、全国的にみて法定税率 1.4%の10分の1程度ではないかと推定される。当研究所の推計によると、全国の宅地面積（12,764平方キロ）の平成2年の地価公示を基準にすると、評価額は 2,274兆円であり、固定資産課税上の土地評価額 253兆円はその10分の1にすぎない。評価額の格差だけで実効税率は 1.4%の10分の1以下になっていると想定できる。

・　土地の時価評価額と固定資産税評価額の関係は、都道府県別にみても、かなり格差が大きく、実効税率の差が生じ地域的不均衡を招来している。例えば、東京都では宅地の時価評価額 460兆円に対して固定資産税評価額は48兆円であり、10.4%にすぎず、同じく埼玉県が 8.7%、千葉県 5.6%、京都府 5.9%、

兵庫県 7.1%ととくに大都市圏域において低く、逆に福島県は時価評価額に対して固定資産税評価額が大きく、格差は28.9%、同じく岐阜県25.2%、山口県21.2%とその格差はきわめて大きい。

・　市街化区域内農地の宅地並み課税と同じ不均衡は、既成市街地内の法人企業の遊休地、未利用、低利用の土地にも該当する。建設省の調査でも、既成市街地内のこれらの低未利用地は 7,300ヘクタールに及んでいると試算されている。また、国土庁の調査によると企業保有地の 6.7%が未利用地であり、そのうち78%が利用する意思がないといわれている。これらの土地が、保有課税の低さから有効に利用されていない現状は否定できない。

(ロ) 企業の優遇税制の是正

・　土地税制において、個人に比べ法人企業は著しく優遇されており、これが法人企業の財テクの手段になり法人企業の土地所有の拡大を招来している。法人には、個人と異なり相続税はなく、資産拡大キャピタルゲインは法人が存続する限り公に還収されることはない。キャピタルゲインは形式的には法人の株式に化体され、個人の相続時に株式として相続税の対象になるが、実態は全く機能していない。

・　法人は、含み益を利用して、資金調達能力を高め、これがさらなる資産拡大のチャンスを生み、さらに法人税の節税を可能にしている。法人の経理の仕組みも法人の財テク土地テクを助長し、法人をしてもっぱら副業に志向させている。赤字法人の利用による利益隠し、損益通算により本業の損益と土地の損益を相殺する利益減らしが日常茶飯事となっている。

・　最近の社宅ブームもその現れである。法人が収益を社宅の経費で相殺して、結果的にキャピタルゲインを確保する手段となっている。個人が住宅を購入するときは、その所得から所得税と住民税を支払った残りの可処分所得で購入する。借入金により購入にあっても、借入金残高の１%、年間20万円の税額控除を受けるだけである。法人が社宅を購入するならば、借入金の金利は全額経費に計上でき、建物の減価償却費も同様である。あまつさえ支払った固定資産税も経費で落とすことができる。個人について住宅は消費財、法人にとっては設備投資の扱いだからである。住宅価格は法人の課税減だけで高くなり、個人は高価格ゆえに住宅市場から追い出されてしまうことになる。

・　法人と個人の税務上の取扱いについて、税理論では、今の措置は合理性を持つかもしれないが、住宅が個人のための財であるという視点が欠落していると言わざるを得ない。法人と個人の間の不公平について是正する必要がある。

3－4　土地税制改革への提言

土地税制の改革に当っては、資産格差の是正と土地の有効利用を図るために、次のような措置を講ずることを望みたい。

(1) 市街化区域内農地の宅地並み課税の徹底

・　不公平税制の典型である市街化区域内農地の宅地並み課税は、公平の視点から、相続税の特例も含めて、早急に実施する必要がある。土地税制改革への入口であり、これなくして土地税制の改革は進まない。

・　市街化区域内農地は、本来市街化・宅地化すべき土地であり、経済的には宅地そのものである。宅地並み課税は、昭和44年以来、20年間、実施すべきことが、農業側の資産保全上の立場から意図的に実施が先のばしにされてきたものである。今になって、市街化すべき土地と農地として保全する土地に区分して、市街化すべき土地に課税するということは、市街化区域という都市計画の存在と矛盾する。まず、全面的に課税したうえで、農地として保全すべき土地を除外することが必要なのである。保全することを希望する土地は規模の大小を問わず、市街化調整区域に逆線引きするのが筋である。

(2) 保有課税の強化

・　地価高騰を抑制し、土地利用の効率化を進める最有力の手段としてと土地保有税の引上げは不可欠であり、まず現在の固定資産税の実効税率を時間をかけて（10年位）で一律的に数倍に引上げる必要がある。また、300 平方メートルないし 200平方メートル以下の小規模宅地には、評価額ではなく、税率を引き下げ、居住を保証する必要がある。ちなみに、東京23区部でみると百万人の土地所有者のうち85％が300 平方メートル以下の宅地の所有者であり、その面積は25％を占めるにすぎない。一方、15％の大地主がなお75％の宅地を所有しているのであり、ここへの課税を強化することを考えるべきである。

・　保有課税の基本は、固定資産税であり、この固定資産税の矛盾を放置したままに、新たに別個の土地保有税を設けることは、本質的な解決にはならない。

固定資産税を直ちに全面的に改革することは困難としても、時間をかけ、国民の合意のうえに、評価の適正化、公開、税率の弾力的設定などの措置を講じていくことが必要である。

・　企業の遊休地、低未利用地の有効利用を進めるため、現行の特別土地保有税を強化することも必要であるが、その前に個人法人企業を問わず固定資産税の適正化が先である。また、いわゆる含み益に対する課税についても、資産再評価税あるいは固定資産税に含み益分を計上させる仕組みにより、これを徴収することも検討する必要がある。

(3) 法人企業の優遇税制の改善

・　法人企業による土地課税を利用して行う財テク、土地テクの節税策を封ずる必要があり、原則として個人も含め、土地課税は、その保有期間の長短を問わず、全て法人税・所得税と別個に完全分離課税を徹底する必要がある。

・　住宅及び住宅地について、個人は消費、法人企業は設備投資として取り扱われる不公平を是正する必要がある。社宅、保養所等本来個人の利用に供されるものは事業用資産として取り扱うべきではない。もし法人について、そう扱うのであれば、個人にあっても法人と同様借入金金利、減価償却費を経費として認めるべきである。

(4) 土地情報の整理公開

・　土地の所有、移動、利用、価格などについて、土地税制の資料を整理し、全国及び地域にわたって、土地市場の情報を適確に整理分析して、これを一般に公開して、市民がアクセスできるように措置する必要がある。適確な土地情報の欠落が土地投機を生む土壌になっていることを忘れてはならない。

第４章　1990年代の建設産業と建設産業政策

４－１　構造改善プログラムの推進

・　建設産業をめぐる環境は、今、国内外で大きく変容している。財政再建の下で長年続いてきた公共事業の不振は、このところの内需拡大政策、さらに日米構造協議においての90年代の公共事業を 430兆円とする公共投資基本計画が方向づけられたことにより大きく転換しようとしている。一方、これまでもっぱら国内市場の典型と思われてきた建設市場への外国企業の参入や外国人労働者問題の深刻化などの国際化の動きも急速である。さらに、労働者不足などの供給面の諸問題も見逃すことができない。

・　現状は、昭和61年当時、建設需要が低迷していた冬の時代とは変容しているものの、21世紀を展望して、建設業が構造改善を必要とする事情は何ら変わっていない。むしろ、建設市場の国際化の中で、自らの体質改善の必要性はいっそう高まっていると言えよう。冬の時代から、春を通りこして夏の時代に一挙に突入した結果、これまでの構造改善への取り組みがおろそかになるとすれば、建設市場の安定的な成長があるとしても、建設産業の近代化は進まず、国際競争力は低下するであろう。

・　これからの建設産業を「活力と魅力にあふれた産業」に成長させるためには、90年代、安定した建設需要が期待できるときにこそ、建設産業の構造改善、近代化に取り組まなければならない。これまで、建設省では、昭和61年に「21世紀への建設産業ビジョン」を策定して以来、行政の課題としては、技術と経営に優れた企業を育成成長させる条件の整備を、また建設業の課題としては元請下請関係の改善や技術・経営力の強化などの企業活動の活性化を図るため、建設業法の改正及び経営事項審査制度、ＪＶ制度の抜本的な改善を進めてきた。昭和63年５月には、中央建設業審議会は、ビジョンにおいて建設業界の課題とされた建設生産システムの在り方と企業基盤の強化・活性化について具体的な取り組みの方向を示すとともに、これに対する建設業行政としての支援のあり方を明らかにしている。建設省は、このうち行政の支援が必要なものについて、当面、平成元年度から３年間に重点的に実施すべき事業を選定し、構造改善推進プログラムを策定し、そのねらい、事業内容、事業の進め方等を明らかにし

ている（図４－１参照）。

図４－１　構造改善推進プログラム全体図

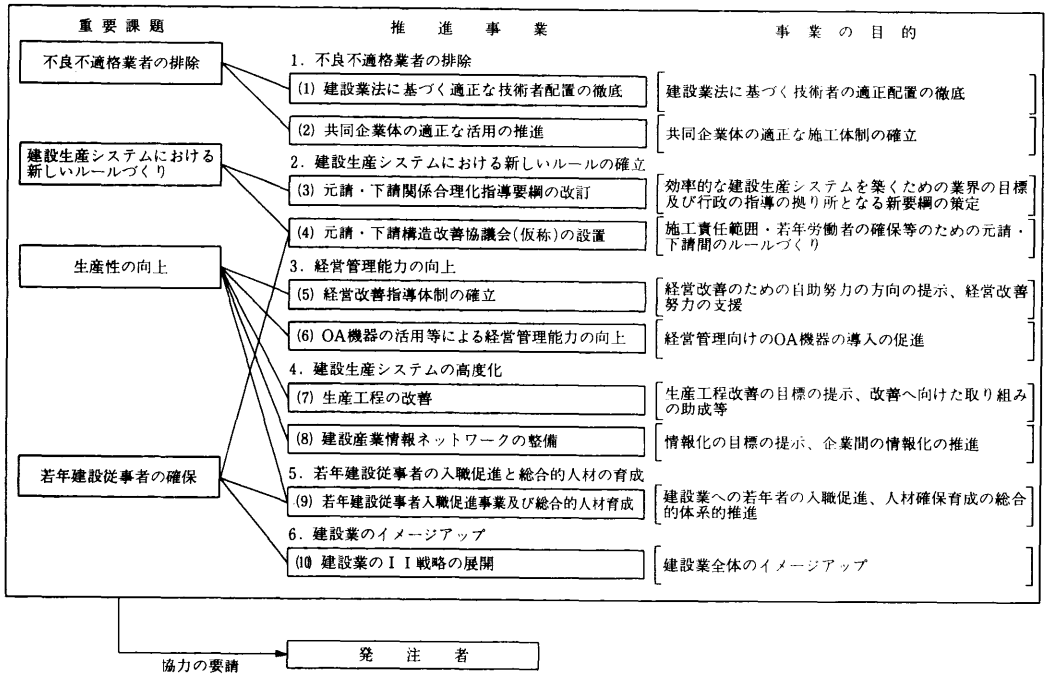

このプログラムにおいては、元請・下請構造の改善、労働力不足の解消、公共工事発注の平準化等今日指摘されている課題を検討していくこととされ、さらにこの６月６日から施行された改正建設業法に基づく指定建設業監理技術者資格者証制度、専門工事業者のロボット開発に対する公的な助成措置等を実施し、この構造改善推進プログラムを具体的に促進しようとしている。

・　本章では、このような状況にある建設産業の構造改善のかかえる問題点のうち、90年代に予想される建設需要と労働力を概観して、そのうえで、若年労働者の確保、ロボット化などの生産性の向上、財務体質をみるために日米の建設産業の財務比較、さらに建設市場の国際化の動向などについて考えてみることにしたい。

４－２　建設需要と労働力

・　今後の建設需要と建設就業者を予測することは、むずかしい問題であるが、現時点で想定される前提のもとにその予測を試みてみよう。昭和61年に、建設

省では「21世紀の建設産業ビジョン」を発表し、2000年までの建設需要額と建設就業者の予測を行っている。もっとも、当時は建設投資が低迷していた時期でもあり、事情はかなり異なっている面がある。

- 今回、現段階においてこのビジョンの想定値を参考に建設投資額を推計し直してみると次のようになる。今後10年程度の建設需要の動きを展望すると、まず、公共投資では、日米構造協議に基づき6月28日に閣議了承された公共投資基本計画において、毎年度 6.3%増額し、今後10年間で 430兆円の投資を行うことが示された。公共投資は、少なくとも実質で年率5%程度の伸びは見込まれる。これに対し民間設備投資関係では、全産業を通じ能力増強投資よりも省力化、合理化、情報化投資や研究開発投資に重点が移ることから設備投資に占める建設投資のウエイトが下がることが予想される。従って、想定される中長期的な経済成長の実質伸び率を下回り、実質3%台となる可能性がある。住宅投資については、地価上昇から新設着工戸数は減少するものの増改築や質の向上が見込まれるので、実質3%台の伸びは期待できよう。以上により、建設投資額の実質伸び率を年 3.7%、と推定すると、2000年の建設投資額は約 100兆円となり、現在の約 1.5倍の規模となる。
- 一方、建設業就業者数を捉えるには、今後の労働力人口の供給量の方向をみなければならない。昭和57年の「2000年の日本」（経済企画庁）によれば、1980年代の年平均増加率が1.0 %、1990年代が0.36%、2000年には約6530万人になると見込まれている。このうち建設業就業者は、近年の労働力人口に占める割合 8.8～ 9.1%を勘案し、9%で推移するとすると、2000年の建設業就業者は約 588万人、現在の1.05倍でほとんど変化がないと思われる。
- 今後の建設需要の高度化、多様化を伴った投資額の増加に対応するためには、生産性の向上、省力化が不可欠である。産出を付加価値生産額、投入を就業者数でとらえると、労働生産性は、昭和63年までの過去10年間、ほとんど上がっていない。昭和61年以降は、4.1 、9.5 、4.8 %と大きく上昇したが、これはそれ以前の停滞していたことに対する反動にすぎないと思われる。（表4－1）
- 昭和63年の労働生産性は 434万円である。これが2000年では、労働生産性をどの程度上げる必要があるかどうかを試算する。前述のとおり建設投資額を年

3.7%、就業者数を 588万人と推定、付加価値生産額の建設投資額に対する割合を、昭和50年から63年までの実績値年率△ 1.3%を適用すると付加価値生産率は32.1%となり、2000年の労働生産性は 544万円となる。（図4－2）（表4－2）

表4－1　労働生産性の推移

	付加価値額（55年価格）	就業者数	労働生産性	労働生産性上昇率
昭年	(10億円)	(万人)	(万人/人)	%
50	20,885	479	436	(3.8)
51	20,443	492	416	(▲4.6)
52	20,615	499	413	(▲0.7)
53	22,694	520	436	(5.6)
54	23,159	536	432	(▲0.9)
55	22,506	548	411	(▲4.9)
56	23,019	544	423	(2.9)
57	22,161	541	410	(▲3.1)
58	19,793	541	366	(▲10.7)
59	19,330	527	367	(0.3)
60	19,267	530	363	(▲1.1)
61	20,189	534	378	(4.1)
62	22,089	533	414	(9.5)
63	24,328	560	434	(4.8)

（出所）付加価値額は「国民経済計算年報」
就業者数は「労働力調査」

図4－2　建設業の付加価値率の推移
（建設業付加価値額／建設投資額）

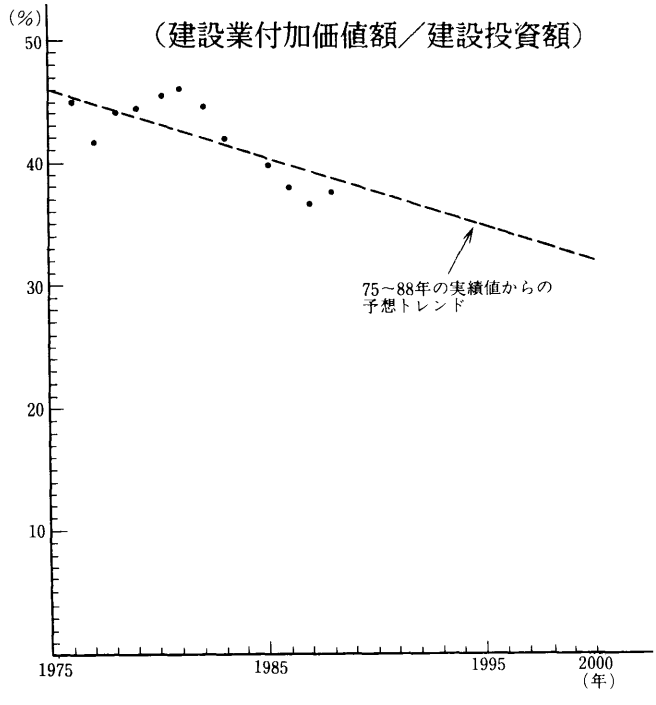

表4－2　２０００年の予測

（55年価格）

	建設投資額　(A)	付加価値生産額 (B)	B／A	就業者数 (C)	労働生産性B／C
	(10億)	(10億)	(%)	(万人)	(万円)
1988年	64,700	24,328	37.6	560	434
2000	100,041	32,013	32.1	588	544

（注）建設投資額は年度（建設省）、付加価値生産額は暦年（国民経済計算年報）

・　これは年平均上昇率で約 1.8%となる。因みに労働生産性が現状のまま推移すると仮定すると、2000年の就業者数は 738万人が必要となり、建設業だけでこれだけの員数を確保するのは不可能である（21世紀の産業ビジョンでは 700万人前後が確保の限界としている）。実質経済成長率を年率で 4.0%と仮定し、その間の全産業就業者数は同 0.5%の増加が見込まれるので、全産業平均の労働生産性上昇率は同3.5 %と推定される。したがって、年平均 1.8%の上昇率は、全産業平均の労働生産性上昇率 3.5%の約半分で、建設業の生産性が製造業に比べて、かなり低いと言われているが、この程度の生産性向上は、合理化・省力化等により実現可能な数字と思われる。特にプレハブ化については、工場生産によるコストの低減、労働者数の減少、工期の短縮等の効果が大いに期待されよう。

4－3　生産性の向上

(ｲ) 若年労働力の確保

・　建設技能労働者を中心に人手不足が他産業に比べ深刻化しているといわれる。とくに30才未満の若年者の占める割合が製造業及び全産業と比べて低く、高齢化が急ピッチで進んでいるといえる。建設業は、賃金が他産業と比較して相対的に低いこと、労働時間が長いこと、週休２日制の採用率が低く、休日日数が少ないこと、建設業のイメージが悪いこと等の理由により若年者にとって、魅力がなく人気のない産業であるとのアンケート調査の結果がある。事実、新規

学卒者の建設業への入職率は昭和63年が 4.6%であり、近年4%台で推移している。建設業就業者数が労働人口の9%を占めていることから、この4%という数字はいかに低いかがわかる。

・ 先進諸国の中でも日本の労働時間は長く、国内外からの風潮により短縮の方向へ動きつつある。建設業の1ヵ月当たり総実労働時間は常用労働者でここ数年約 190時間で推移しており、製造業と比較して約10時間長い。出勤日数は、1ヵ月当たり約23日、製造業で約21日で1ヵ月当たり2日程多い。欧米先進国のうち米国、英国の全産業平均の年間労働時間数は約1950時間でわが国建設業は年間に直すと、2,281 時間（190.1H×12月）となり、かなり高い。わが国では、1992年に全産業平均で1800時間を目標としており、仮りに建設業で2000年に1800時間を目指すとなると、この時短の実現のために、さらに現在より約21.1%、年平均 1.6%の生産性向上が要求されることになる。特に、若年者の確保については、労働時間の短縮、休日数の増加、賃金の引上げが大きな要因の一つであることに変わりはない。若年者入職率の低下、労働者の高齢化は、労働生産性の停滞に直結し、企業の健全な発展の障害となることは間違いなかろう。

(ロ) ロボット化、機械化の推進

・ 生産性を、建設工事現場における労働原単位でみると、機械化、プレハブ化等の工法により、労働原単位は減少傾向をたどっている。大手建設企業の1社当たりの年間研究開発投資は、売上高の約1%、100 億円を超えている。例えば、A社でのコンピューターによる鉄筋工事で鉄筋の設計、製造の総合管理システムの開発、B社での、既存の工法を何種類か組み合わせた複合化工法の採用率の拡大などがある。前者では、従来の作業要員が50%削減され、工期が80%に短縮されるとし、複合化工法では作業員の2～3割減が可能としている。

（省力化工法による施工例）

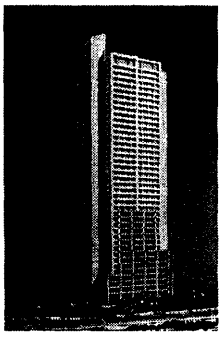

鉄筋工事にCAD／CAMシステムを導入したMKOマンション（完成予想）

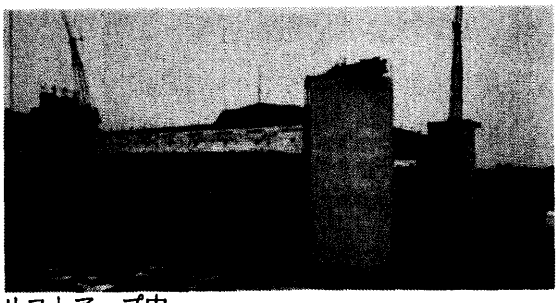

リフトアップ中

建物竣工外観

・　現在開発中、あるいは開発済のロボットは、40種類以上あるといわれている。これまでは、どちらかというと、ロボットの汎用性の問題、開発コストとの収支バランスの問題等により企業にとってインセンティブがあまり働かなかった。また業界の中でも大多数を占める中小企業が研究開発投資を行うには、資金面でネックとなっていた。業界全体として生産性を上げてゆくには、こうした中小企業への行政面からの資金融資、税制等の支援が求められていた。これに対して建設省は、専門工事業２団体に対して、構造改善プログラム事業として、ロボット開発助成に動き出している。

・　ただ、建設業の場合、製造業とちがって、建設物がそれぞれ異なりロボット化が進まない工事種別がある。図４－３は、当研究所が昨年実施したデルファイ調査結果である。ロボット化が困難である工事種別として第１位に仮設工事があがっている。これは建設敷地によって仮設建物の形状は様々であり、作業の標準化が難しいためと考えられる。その他、型枠工事や電気工事なども建築物単品ごとに作業が異なるため、ロボット化に向かない工事と考えられる。このロボット化が困難である工事種別に対して、作業の規格化、標準化、平均化を推進してロボットの導入を容易にする等の対応も今後は必要となろう。

図４－３　ロボット化が進む・進まない工事種別

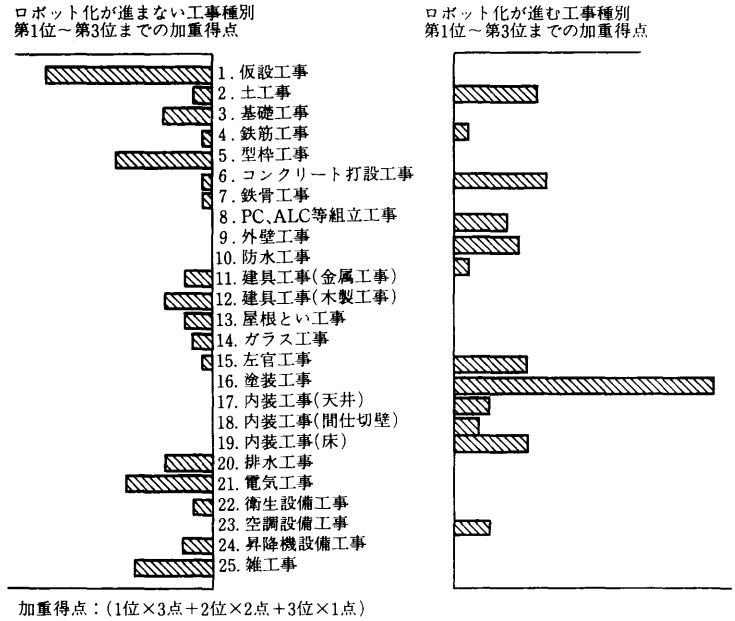

加重得点：(1位×3点＋2位×2点＋3位×1点)
調査対象：学識経験者・ゼネコン勤務者

(ハ) 情報化の進展

・　90年代を展望したとき、生産性向上のため企業経営の合理化を図るために、情報化はますます必要になってくると思われる。建設業界における情報化は他産業と比べて遅れている言われているが、これは、建設業界の伝統的な商慣習と供給する商品の特殊性が情報化をあまり必要とせず、また情報インフラ面での問題が情報化を妨げていたと思われる。しかし、近年の需要創造産業への脱皮の努力と社会の消費傾向の変化、そして、情報機器の低廉化と高機能化、情報インフラの進展が建設業の情報化を必要とし、また可能にしている。

・　情報化の流れとしては、企業内へのＯＡ機器の導入、企業内ネットワークの構築、企業間ネットワークの構築、ネットワーク相互の接続へと展開される。これらを容易にするためには、コンピュータ異機種間を自由に接続でき、更に、大容量の情報を即座に、廉価に送信することのできる通信網の整備が必要になってくる。これらを将来的に可能にすると期待されているのが、ＯＳＩプロトコルの開発と総合デジタル通信網（ＩＳＤＮ）の整備等である。

・　このハード面での進展と同時に考えなければならないのが、ソフト面での進展である。ＯＡ機器が導入されたとしてソフトの進展がなければ、従前と同じ

ように、使いにくさから有効利用が図れず、情報化は困難となる。しかも、建設業界の商取引等に熟知したＳＥ（システムエンジニア）等のソフト要員は現状ではほとんどいない。業界としてソフト要員を育成することが急務である。

・　なお、ネットワーク化の問題に関連して、情報インフラの整備進展は確実に行われることが予想されるので、生産性向上の観点から業界ネットワークを構築するには、まず、建設業界にとって最もネットワーク化に対する需要が高いと思われる官公庁に対する届出類をオンライン化すること等が上げられる。例えば、指名願の標準化による届出、道路使用許可業務、労災関係業務等、これらをデータベース化することも併せて考えると、官公庁にとってもかなりの合理化になり、また中小業者がＯＡ機器を導入する一つの契機ともなり得るのである。他産業、特に流通業などにおいては、情報化はどんどん進展している。そこでは、企業内及び企業外ネットワークを構築して、そこから得られる情報を分析、情報を経営資源化することが行われている。すなわち、経営の生産性を上げるための情報の高度利用が行われているのである。建設業界も情報化により、いかに合理化を進め生産性を上げるか、これが今後の重要な課題となることが予想されるのである。

４－４　日・米建設業の財務比較

・　建設業者の財務諸表を分析して、わが国の建設業が財務面でどのような課題が存在しているかを米国の建設業者との比較により探ってみよう。もとより外国建設業者との財務比較については、基本的には会計基準の適用方針や商慣習等が国によって異なっているため単純比較はできないが、ここでは入手データの制約上いわゆる地元大手（米国データ：年間完成工事高10～30億円層、日本データ：同10～50億円層）に絞って、建築、土木、設備（電気等を含む）の三業種について、収益性と安定性について分析を行なう。

・　表４－３の経営比率比較表から明らかなように、日米両国に共通して特徴的なことはともに土木、設備に比べ建築の収益性が低いことである。この原因は利益率に問題があること、しかも利益の各段階のうち当初の総利益率に問題があることである。従って、日米ともに建築は他の業種に比べ厳しい受注環境にさらされていることが想像される。また土木は日米ともに固定資産比率が高く

表４－３　　日・米経営比率比較表

（単位：%、回）

		建築		土木		設備	
		米	日	米	日	米	日
収益性	総資本経常利益率	5.4	2.5	11.9	4.0	9.7	4.1
	完成工事高経常利益率	2.0	1.8	4.9	2.6	3.5	2.7
	完成工事高総利益率	11.7	9.3	14.7	11.7	19.7	14.0
	完成工事高一般管理費等率	10.0	7.3	9.7	9.0	15.8	10.9
	完成工事高営業外損益率	-0.3	0.2	0.1	0.1	0.4	0.3
	総資本回転率	2.7	1.4	2.4	1.5	2.8	1.5
	流動資産回転率	3.6	1.7	3.4	2.0	3.3	1.8
	固定資産回転率	11.4	7.2	8.2	5.8	19.0	8.0
	自己資本回転率	9.0	12.5	6.1	8.1	8.8	9.3
安定性	流動比率	133.5	109.7	168.9	112.1	153.3	117.0
	固定比率	79.2	173.3	74.5	139.8	46.4	116.4
	自己資本比率	30.2	11.1	39.4	18.6	31.7	16.2
	固定資産比率（参考）	8.1	19.2	26.2	25.9	11.3	18.8

※固定資産について、米国の場合繰延資産を含んでいる。
※総資本経常利益率＝完成工事高経常利益率×総資本回転率
※上表中、完成工事高営業外損益率でマイナス表示のある数値は、費用を収益が上回っていることを意味する。
※経営比率は加重平均による。
※米国データは1988年中に決算期を迎えたもの、日本データはS.63年度中に決算期を迎えたものを対象としている。

＜データ出所＞
米国　：　ＣＦＭＡ（The Construction Financial Management Association）
日本　：　東日本建設業保証㈱、㈱建設経営サービス

設備投資が大きい。

- 安定性についても米国の方が全ての比率において望ましい数値をとっている。これは主に米国と日本との商慣習の違いに起因すると思われる。例えば、米国では伝統的に運転資本（流動資産－流動負債）の概念が重要視されているので、借入の際に一定の流動比率を維持することが約定されたり、資本市場が発達しているため、優先株式の発行により資本の充実を図れること等のため、流動比率や自己資本比率は米国の方が高くなる傾向がある。
- 以上のように収益性と安定性について比較すると、相対的に米国のほうが財務体質が良好であるという結果が出ているように思われる。すなわち、米国の年間完成工事高10～30億円層は日本の同規模の建設業者に比べ良好な収益体質を持ち、自己資本比率も高い。しかも設備等は自己資本の範囲内で賄えているため（表４－３、固定比率参照）、この自己資本の余剰分を運転資本に回せるので流動性が高く資金繰の安全性も高いと言える。固有の商慣習がそれに適した企業財務をつくるという事は考慮しなければならないが、90年代を展望して今後の建設業界の動向を考えるとき、この米国建設業者の姿は、日本の建設業者が目指すべき方向を示しているように思われる。

４－５　いっそう進む国際化

(ｲ) 外国企業の日本建設市場へのアクセス状況

- 昭和63年５月に日本建設市場の開放に関する合意が日米政府間協議の場で成立して以降、米国側において必ずしも十分とは言えないとする見方もあるものの、米国・韓国企業が日本で着実に受注実績をあげてきている。本年５月には合意書簡交換後２周年を期に、日米建設合意見直し協議（レビュー）が開始されたところである。
- ここで、日米建設協議合意以降の経緯と外国企業の参入実績を整理しておきたい（表４－４、図４－４）。韓国企業は既に４社が日建連に特別会員として入会しており、米国企業にも入会の動きが出てきている。1990年代を展望するとき、我が国の建設企業にとって海外のみならず自国市場においても、外国企業と関わる機会が増加する方向にあることは間違いなく、今後とも様々な局面で国際化が進展しよう。

表４－４　日米建設協議合意以降の経緯

昭和６３年	３月３０日	実質的合意
	５月２６日	松永駐米大使とヴェリティ商務長官との間で書簡交換
	６月　７日	日本・ＥＣ首脳会談（ＥＣ公共事業参入について、相互主義が重要との発言）
	７月　６日 ～　７日	ＥＣ対外関係総局長より日米合意のＥＣ諸国への適用の要望
	９月　６日	第１回モニタリング委員会開催
	１２月　５日	第２回モニタリング委員会開催
平成　元年	３月１４日	米通商代表部（ＵＳＴＲ）が包括通商法 302条調査の公聴会開催
	４月１６日 ～２９日	英国海外建設協会（ＥＧＣＩ）の調査団が訪日
	４月１９日	第３回モニタリング委員会開催
	５月２５日	スーパー 301条に基づく優先交渉国・交渉項目の認定（建設分野は対象から除外）
	７月１４日	日米首脳会談（構造問題協議開始合意）
	９月　４日 ～　５日	第１回日米構造問題協議（「排他的取引慣行」として我が国の独禁政策及び談合問題を米国が批判）
	１１月　６日 ～　７日	第２回日米構造問題協議
	１１月２２日	我が国建設市場に関する 302条調査の結果をＵＳＴＲが発表（制裁の決定は見合わせ）
平成　２年	２月２２日 ～２３日	第３回日米構造問題協議（東京）
	４月　２日 ～　５日	第４回日米構造問題協議（ワシントン）
	４月　６日	日米構造問題協議中間報告発表
	４月２７日	スーパー 301条の対日適用見送り発表（包括通商法7003条の対象として公共事業の指名入札制度に言及）
	５月１０日	第１回特例措置見直し協議（レビュー）開催
	６月２５日 ～２７日	第５回日米構造問題協議（東京）
	６月２８日	日米構造問題協議最終報告発表
	６月２９日	第２回特例措置見直し協議（レビュー）開催

（出所）建設省建設業課作成資料より抜粋

図４－４　米国の対日建設輸出額

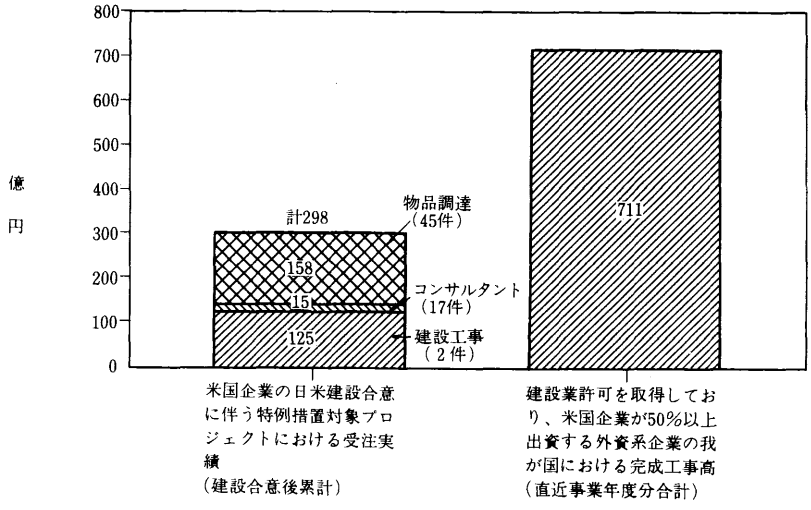

（出所）建設省建設業課発表資料より作成

(ロ) 海外建設市場の動き、欧米諸国と韓国

・　87年から90年の各国建設投資成長率の推移を図４－５にみると、成長率の水準に相違はあるが、すべての国で90年の成長率は89年の実績（ないし実績見込み）を下回るものとみられている。

・　米国では昨年１％の成長であったものが本年はゼロ％の成長ないしは、若干の減少であるとみられ、このため建設投資規模は88年以後ほぼ停滞を続けることになる。

・　ＥＣを中心とするユーロ・コンストラクト諸国の建設市場成長率は88年の5.8％をピークにして低下しつつあり、今年の成長率は 2.4％になるとみられている。国別の内訳ではオリンピック開催を控えたスペインが10％を越える成長を見込んでおり、またフランス、西ドイツの成長率は２～３％台になる見込みでイギリスでは1.5 ％の減少が見込まれている。

・　韓国の建設投資成長率は、89年、90年がそれぞれ59.5％、19.5％であった。最近の建設物価の著しい上昇を割り引いたとしても同国の建設投資成長は他国に比較してかなり高いものといえよう。

図４－５　日・米・EURO-CONST・韓の建設投資成長率の推移

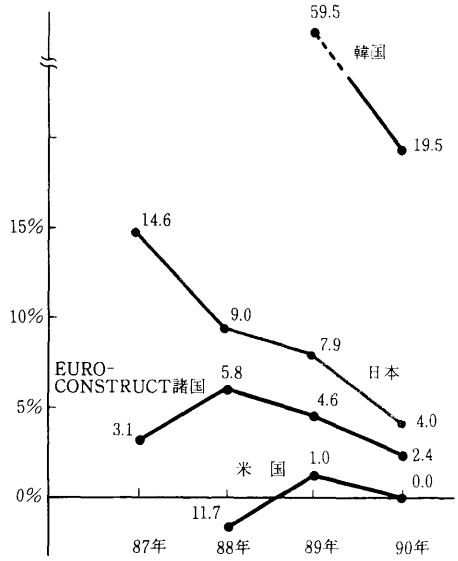

（出所）米国はＥＮＲ誌、EURO-CONSTRUCT諸国はEURO-CONSTRUCT会議資料、韓国は国土開発研究院資料、日本は建設投資見通し（建設省）

・　以上の見通しをもとに、各国の建設市場規模を円建てに換算してみると、図４－６のようになる。

かつて日・米・欧がほぼ等しい規模になるといわれてきたが、円安傾向の影響もあり、ユーロコンストラクト諸国の市場規模は94.5兆円になり、これは日本の1.25倍である。一方、米国の市場は伸び悩んでおり、日本のほぼ 0.6倍であり、その差は開きつつある。また、韓国建設市場の拡大は著しいものがあり、88年の 1.8兆円から、90年の 4.0兆円へ２年間でほぼ倍になっている。拡大の要因としてウォン高と物価上昇が大きなウエイトを占めていることは間違いないが、４兆円という市場規模はＥＣ諸国の中でも中位に位置するもので、今後の動向が注目される。

・　全般的に好調を維持してきた建設市場は、米国の低迷を始まりとし、ＥＣ諸国やアジア諸国でもピークをすぎ低下に向っている。日本には世界の経済、とりわけ建設経済を牽引する役割が期待されており、建設市場は従来の国内マーケットとしてではなく、国際経済の重要な一部として機能していかなければならない。

図４－６　日・米・EURO-CONST・韓の建設市場規模

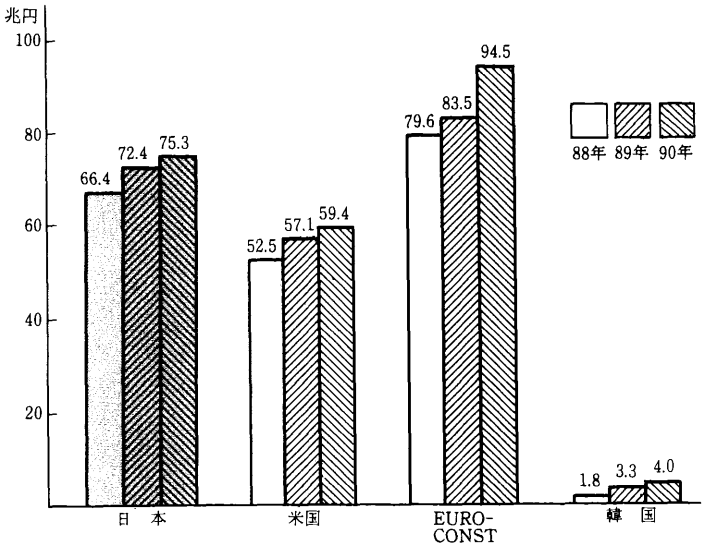

（出所）図４－５と同じ

(ハ) 建設業の海外展開と国際協力

・　円高による国際競争力の低下および国内建設市場の空前の好況という要因によって、我が国の建設企業の海外展開は全体として手控えムードになっている。それにもかかわらず、海外における建設受注が総額としてさほど大きく落ち込んでいないことは、先進諸国における開発案件へのシフトにより、単純な工事の請負受注ではなく、現地の企業と協調した形での資本投資に志向している事実を端的に示しているといえよう（図４－７）。

また、直接投資による建設業の海外進出状況をみても、アジアが依然進出先として過半を占めているが、近年米国さらに西ヨーロッパの先進諸国の比重が高まっている様子が窺える（図４－８，４－９）。

・　我が国の貯蓄投資バランスの均衡を図る観点から、国内における投資を進めるほか、その過剰貯蓄を先進国、開発途上国、あるいは東欧などへ投資として振り向けるための海外直接投資は、今後ますます増加することが予想され、これに伴って建設業の海外展開が増大することが期待される。この場合、進出先における摩擦などを回避するための努力、例えば、現地企業との提携等多方面にわたる現地化の努力が必要になろう。

図4－7　海外建設受注実績の地域別シェア

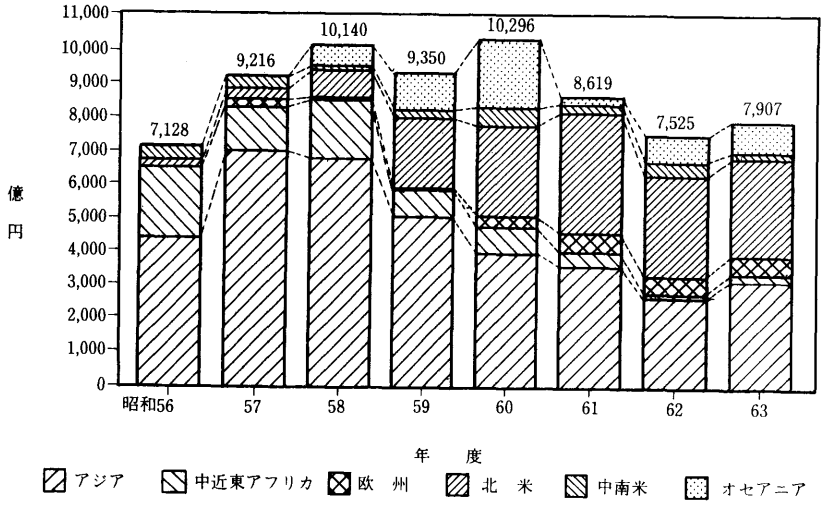

（出所）海外建設協会集計資料より作成

図4－8　直接投資による建設業の海外進出

（年代別進出件数）

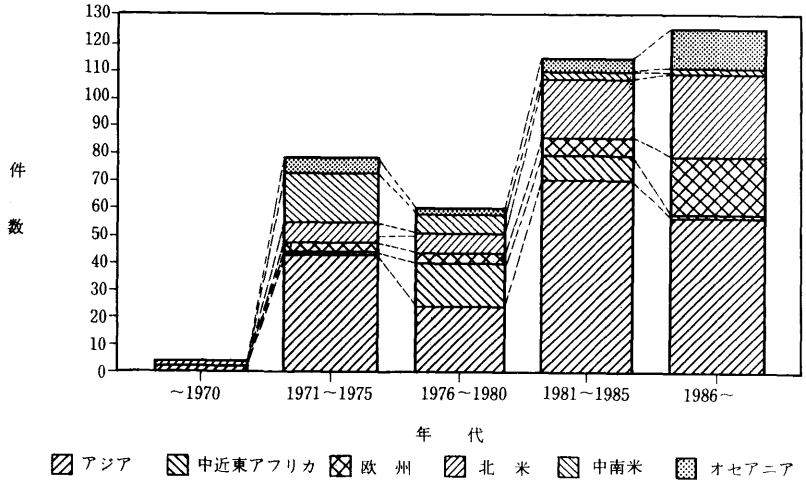

（出所）海外進出企業総覧1990年版（東洋経済新報社）

図４－９　直接投資による建設業の海外進出

（累　計）

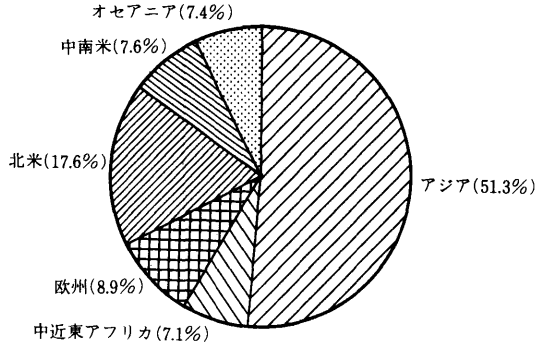

（出所）図４－８と同じ

・　また、マクロな視点から我が国の国際協力をとらえた場合、建設省のグローバル・スーパー・プロジェクト委員会が中心的な推進母体となっている世界的大プロジェクトの実現が大きな意味を持ってこよう。現在、クラ運河、ジブラルタル海峡連絡計画、ブラマプトラ・ガンジス治水・開発計画、サハラ周辺砂漠地域環境改善の４プロジェクトを対象に、ＯＤＡベースで協力プログラムの策定が開始されている。一方、民間サイドでも、経済界を中心に建設会社も参加して設立準備が進められている「日本ＧＩＦ研究財団」が、これらのプロジェクトの実現に向けて積極的な役割を果すものと期待される。ジャパン・マネーを有効な形で世界のインフラ整備のために還流する仕組みとして注目すべき動きであろう。

(財) 建設経済研究所と「日本経済と公共投資」

(財) 建設経済研究所

建設経済研究所は、昭和57年9月1日、建設大臣の許可により財団法人として発足しました。昭和57年は、東日本建設業保証株式会社、西日本建設業保証株式会社および北海道建設信用保証株式会社の建設保証事業3社が創立30周年を迎えた年であり、その記念事業の一環として研究所創立のための出捐がなされたものです。これには、安定経済成長への移行、人口の安定化などの社会情勢の変化に対応して、望ましい国土形成の推進と建設産業の発展に資するため、中立的立場から公共投資および建設産業のあり方の理論的かつ実証的な研究を推進することが、社会的に強く要請されているという背景がありました。

研究所の活動に対しては、経済学者を中心とする学識経験者の協力、建設省の支援が得られており、調和のとれた適切な国土基盤の形成と建設産業の振興に寄与すべく調査研究を進めております。

日本経済と公共投資

研究所では、57年から「日本経済と公共投資を発表し、内外の経済動向を踏まえ、公共投資や建設産業のあり方について政策提言を行っています。

「日本経済と公共投資」の副題

昭和57年5月　副題なし

58年12月　～内需中心の経済成長を図るために～

59年6月　～内需中心の持続的成長をめざして～

59年12月　～均衡ある経済社会の形成のための社会資本ストックの充実をめざして～

60年7月　～国際経済環境の変化の下で公共投資に関する政策の変革を求める～

60年12月　～住宅・社会資本整備のため、今こそ財政出動のとき～

61年7月　～国際協調型経済運営をめざして～

61年12月　～経済運営の転換期の今こそ、積極財政の展開を求める～

62年7月　～構造転換に向けて新たな公共投資の展開を～

62年12月　～内需拡大に向けて、根本的課題への挑戦～

63年７月　～国際協調のための変革への積極的対応～

63年12月　～建設市場の拡大の中で魅力ある建設産業への脱皮～

平成元年７月　～真の豊かさを目指した建設大国へ～

元年12月　～真の豊かさに向けて経済政策の転換のとき～

２年７月　～再認識された公共投資、21世紀への道程～

(財) 建設経済研究所
〒106 東京都港区麻布台二丁目4番5号 メソニック 39 森ビル 9階
TEL 03-433-5011
FAX 03-433-5239

ニューヨーク事務所
The Continental Center,21 st Floor
180 Maiden Lane, N Y 10038 U.S A.
TEL 212-208-6930
FAX 212-943-1714